

第4章 オプション試算

- 第1節 オプション試算の位置づけ
- 第2節 被用者保険の更なる適用拡大
- 第3節 基礎年金拠出期間延長・給付増額
- 第4節 マクロ経済スライドの調整期間の一致
- 第5節 適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、
調整期間の一致の組み合わせ試算
- 第6節 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し
- 第7節 標準報酬月額上限設定のルールの見直し
- 第8節 参考試算等

平成26(2014)年財政検証では、社会保障制度改革国民会議の報告書において提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業を行うべきとされており、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」の作成に加え、これらの課題の検討に資するよう、制度改革を仮定したオプション試算も行った。

財政検証におけるオプション試算は、社会保障審議会年金部会等においても改革の必要性や効果についての共通認識を形成する上で非常に重要な役割を果たしたものと評価されており、前回の社会保障審議会年金部会の取りまとめである「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元(2019)年12月27日）においては、今後の年金制度改革でもオプション試算を踏まえたうえで議論を進めていくべきとされていたことから、令和6(2024)年財政検証においても年金部会での議論等を踏まえたオプション試算を実施しており、今回で3回目となる。

オプション試算の内容については、

- ・ 年金部会等で見直しの議論がされており、改正後の姿が想定でき、試算を行うための制度の前提を設定することができるもの
- ・ 年金財政に対して、一定程度影響があると見込まれるもの

について行うものとされ、具体的には、

オプション①：被用者保険の更なる適用拡大

オプション②：基礎年金の拠出期間延長・給付増額

オプション③：マクロ経済スライドの調整期間の一致

オプション④：在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

オプション⑤：標準報酬月額上限設定のルールの見直し

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

加えて、社会保障審議会年金部会でも指摘されているマクロ経済スライド調整の仕組みに関し、名目下限措置を撤廃した場合の効果を見るための試算（参考試算）も行った。

なお、オプション試算は今後の年金制度における課題の検討材料という位置づけで様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提に行ったものではないことに留意する必要がある。

以下、各オプション試算や参考試算について、試算の内容や結果を解説する。オプション試算の詳細な収入や支出の状況を示した財政見通しは、第7章にまとめて掲載している。

第2節 オプション① 被用者保険の更なる適用拡大

1. 試算の前提

被用者保険の適用拡大については、平成28(2016)年10月から(i)週労働時間20時間以上、(ii)月額賃金8.8万円以上、(iii)勤務期間1年以上見込み、(iv)学生以外、(v)従業員501人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者に適用拡大され、更に平成29(2017)年4月から500人以下の企業で労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする(国、地方公共団体は規模に関わらず適用)こととされた。さらに、令和2年年金改正法の施行に伴い、令和4(2022)年10月に短時間労働者に対する勤務期間要件を撤廃するとともに従業員が101人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大、令和6(2024)年10月に従業員が51人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を順次行ってきた。

短時間労働者は令和5(2023)年度末で約90万人が厚生年金被保険者として適用されており、令和6(2024)年10月の適用拡大によって約20万人の短時間労働者が新たに適用されると想定している。

オプション試算では、この要件を更に緩和し更なる適用拡大を実施する場合の影響を試算することとした。

具体的には、

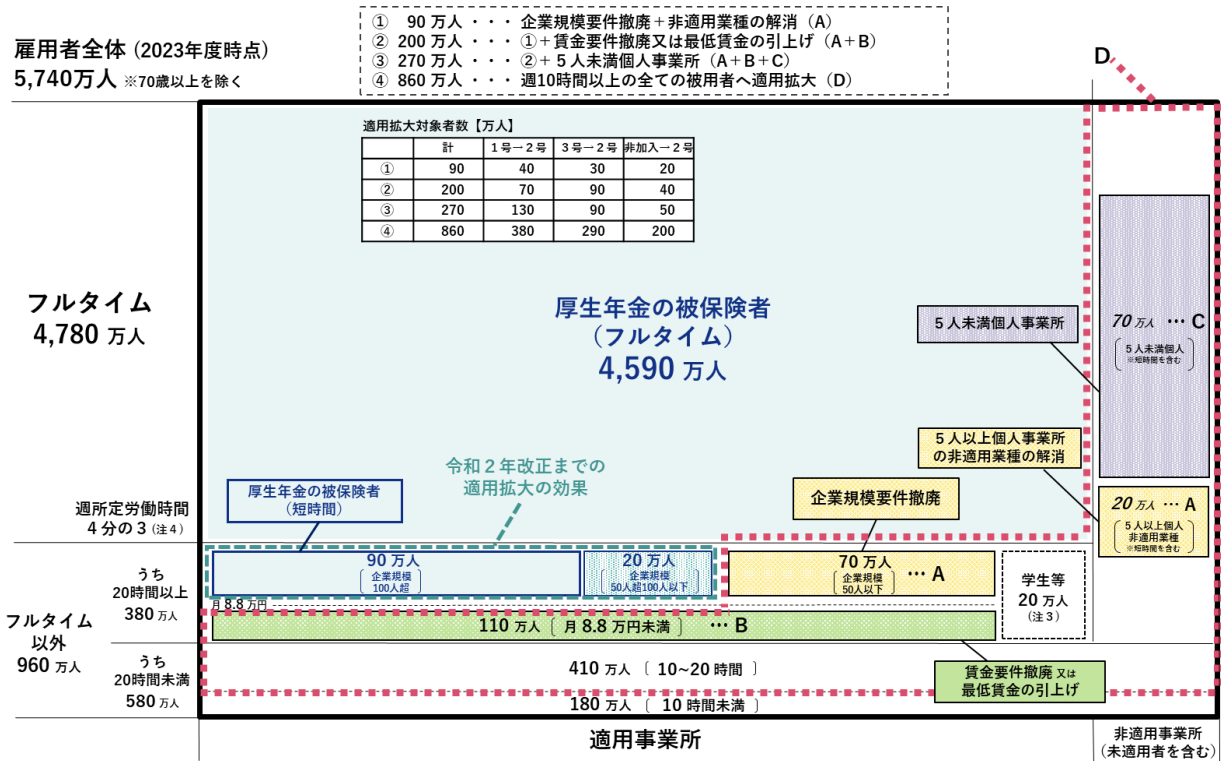
- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(対象者約90万人)
- ② ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(対象者約200万人)
- ③ ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(対象者約270万人)
- ④ 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(対象者約860万人)

の4通りの試算を行っている(第4-2-1図参照)。

なお、施行年度については試算便宜上、令和9(2027)年10月より実施するものと仮定した。また、国民年金第1号被保険者の納付率の前提について、適用拡大に伴って相対的に納付率の低い短時間労働者等が厚生年金の適用となるため、納付率が上昇することを織り込んでおり、①の場合で0.3%程度、②の場合で0.6%

程度、③の場合で1.1%程度、④の場合で3.2%程度上昇するものとしている。

第4-2-1図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



(1) 適用拡大の対象者数

適用拡大対象者数の推計に当たっては、令和3年労働力調査の特別集計結果、令和4年公的年金加入状況等調査の特別集計結果、令和5年厚生年金保険業態別・規模別適用状況調、令和4年就業構造基本調査、令和3年経済センサス、2020年農林業センサス、2018年漁業センサスを活用している。

まず、51～100人、50人以下の企業規模に適用される短時間労働者の被保険者については、既に厚生年金保険の適用を受けている短時間労働者の被保険者(約90万人)に対して、就業構造基本調査から得られる非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者数の企業規模別分布を乗じることによりそれぞれ、約20万人、約70万人と推計している(第4-2-2表)。

第4-2-2表 企業規模別非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者数の割合

50人以下	50人超 100人以下	100人超 500人以下	500人超	企業規模計
38.1%	10.0%	16.9%	35.0%	100.0%

(資料) 総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

5人以上個人事業所の非適用業種の解消により厚生年金保険に適用される被保険者については、経済センサス（農林漁業は、農林センサスおよび漁業センサスを活用）の産業小分類別・男女別・事業所規模別に個人事業所の常用労働者数をもとに、労働力調査の産業大分類別の雇用形態及び週間就業時間別の割合を乗じて、約20万人と推計している（第4-2-3表）。

これと50人以下の企業規模に適用される短時間労働者約70万人と合わせて、企業規模要件の廃止と5人以上の個人事業所の非適用業種の解消を行う場合の対象者は計約90万人（第4-2-1図のA）と推計している。

第4-2-3表 産業大分類別、雇用形態及び週間就業時間別雇用者の割合

	正規の職員及び非正規の職員・従業員週30時間以上	非正規の職員・従業員週20～30時間
農業、林業	85.7%	8.0%
漁業	100.0%	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	95.0%	2.4%
宿泊業、飲食サービス業	60.0%	10.7%
生活関連サービス業、娯楽業	76.8%	10.4%
サービス業（他に分類されないもの）	86.2%	6.8%

（資料）総務省「令和3年労働力調査」より作成。厚生年金保険の非適用業種に該当する産業大分類のみ掲載している。

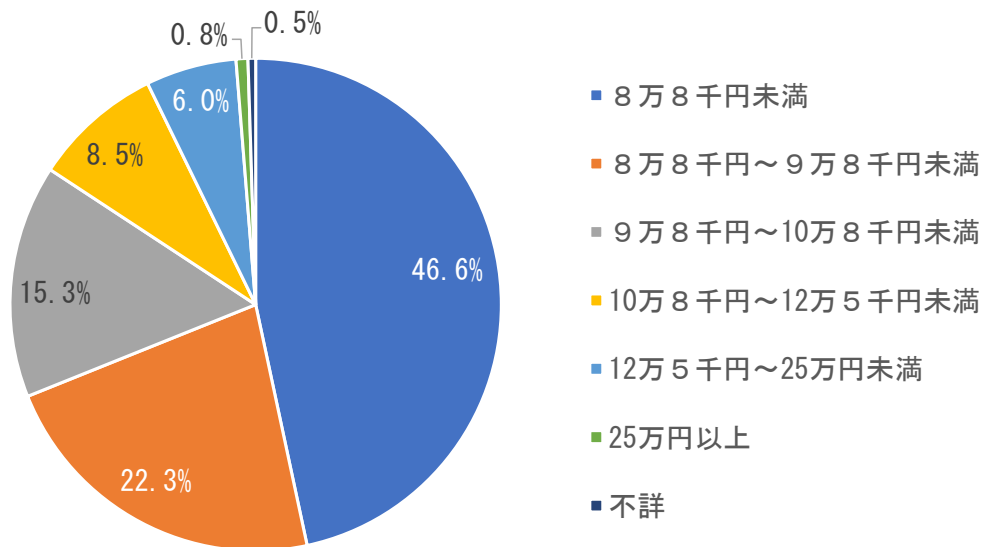
適用事業所で雇用されている週20～30時間以上の短時間雇用者については、労働力調査の特別集計より70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者は約380万人であり、既に厚生年金保険の適用を受けている短時間労働者の被保険者（約90万人）を除いた約290万人を性別・年齢階級別に区分した上で、公的年金加入状況等調査の特別集計から算出した適用事業所で雇用されている者の割合を乗じて、約270万人と推計している。

学生については、公的年金加入状況等調査の特別集計の結果によると約5%であることから、70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者の約5%として約20万人と推計している。

以上を踏まえ、適用事業所で雇用されている週20～30時間の短時間雇用者から学生を除いた約250万人に対し、更に公的年金加入状況等調査の特別集計から得られた賃金月額が8.8万円未満の割合を性別・年齢階級別・加入制度別に乗じることで、賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより被保険者となる者を約110万人（第4-2-1図のB）と推計している（第4-2-4図）。

第4-2-4図

週20～30時間の短時間雇用者（学生を除く）における基本給（月額）分布



（資料）厚生労働省「令和4年公的加入状況等調査」の特別集計より作成。
実際には性別・年齢階級別・加入制度別に区分している。

また、5人未満の個人事業所の雇用者数については、経済センサス（農林漁業は、農林センサスや漁業センサスを活用）の産業小分類別・男女別・事業所規模別の個人事業所の常用労働者数をもとに、労働力調査の産業大分類別に、雇用形態及び週間就業時間別の割合を乗じて、約90万人（正規の職員・従業員及び非正規の職員・従業員のうち週労働時間が30時間以上の者は約75万人、非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者は約15万人）と推計している。

このうち、非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の雇用者かつ賃金月額が8.8万円未満の者については、70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者で厚生年金保険に適用されていない者（約290万人）に対する賃金月額が8.8万円未満の者（約110万人）の割合から約5万人と推計している。

5人未満の個人事業所も適用事業所とした場合に適用される被保険者については、5人未満の個人事業所の雇用者数からこの約5万人と厚生年金保険業態別・規模別適用状況調より既に個人設立の5人未満事業所に適用されている被保険者約15万人を除き、約70万人（第4-2-1図のC）と推計している。

最後に、労働力調査の特別集計より70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が10～20時間の者を約410万人と推計しており、70歳未満かつ

正規の職員・従業員及び非正規の職員・従業員のうち週労働時間が30時間以上の者約4780万人のうち厚生年金保険に適用されていない者については、既に厚生年金保険の適用を受けている被保険者(約4590万人)を除いた約180万人と推計している。

そして、70歳未満かつ非正規の職員・従業員のうち週労働時間が20～30時間の者で厚生年金保険に適用されていない者(約290万人)については、既に令和6年10月の適用拡大により厚生年金保険の被保険者と見込まれている者(51～100人の企業規模に適用される短時間労働者の被保険者約20万人)を除いた約270万人と推計しており、これらを合計し、所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合に適用される被保険者数を約860万人(第4-2-1図のD)と推計している。

(2) 加入制度別の適用対象者数

(1)で解説した適用拡大の対象者数については、公的年金加入状況等調査の特別集計から加入制度別に区分しているが、まとめると第4-2-5表のとおりである。

第4-2-5表 適用拡大対象者数の加入制度別の内訳

(単位：万人)

	男女計				男性				女性			
	計	1号	3号	非加入者	計	1号	3号	非加入者	計	1号	3号	非加入者
適用拡大①	90	40	30	20	30	20	0	10	60	20	30	10
適用拡大②	200	70	90	40	40	30	0	10	160	40	90	30
(①→②)	(110)	(30)	(60)	(20)	(10)	(10)	(0)	(0)	(100)	(20)	(60)	(20)
適用拡大③	270	130	90	50	80	60	0	10	190	70	90	40
(②→③)	(70)	(60)	(0)	(10)	(40)	(40)	(0)	(0)	(30)	(20)	(0)	(10)
適用拡大④	860	380	290	200	250	190	0	60	610	190	280	140

(注) 10万人単位で丸めて標章しているため、合計が合わない場合がある。

適用拡大①は、企業規模要件の拡大や5人以上の個人事業所の非適用業種の解消により新たに厚生年金保険の被保険者となる者であるが、制度間異動の状況をみると、比較的1号被保険者からの異動が多い。

適用拡大②は、①に賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより被保険者となる者を加えたものであるが、①との差である賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより被保険者となる者約110万人について、制度間異動の状況をみると、女性が大部分を占め、特に3号被保険者からの異動が多い。

適用拡大③は、②に5人未満の個人事業所も適用事業所とした場合に適用される者を加えたものであるが、②との差である5人未満の個人事業所も適用事業所とした場合に適用される者約70万人について、制度間異動の状況をみる

と、1号被保険者からの異動が大部分を占めている。

適用拡大④は、所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合に適用される被用者であるが、制度間異動の状況をみると、適用拡大①に近い傾向にあり、比較的1号被保険者からの異動が多い。

(3) 適用拡大による納付率の変化

適用拡大の対象となる短時間労働者には、現行制度では第1号被保険者として国民年金保険料を納付することとなっている者がいるが、これらの者に係る納付率は第1号被保険者全体の平均値よりも低いと考えられるため、適用拡大によって納付率の上昇が見込まれる。この影響は、令和2年国民年金被保険者実態調査の結果を活用して推計している。

この調査結果における「常用雇用」、「パート・アルバイト」である者、それ以外の者について、「完納者」、「一部納付者」及び「滞納者」の人数を基に、全体の納付率が85%のときのそれぞれの納付率を「常用雇用」、「パート・アルバイト」である者は76.8%程度、それ以外の者は89.6%程度と見込んでいる。

次に、第1号被保険者から第2号被保険者となる者は、前述のとおり、適用拡大①の場合で40万人と見込んでいるが、これらの者には全額免除者や若年納付猶予者が含まれていることを考慮した上で、適用拡大後における第1号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「常用雇用」、「パート・アルバイト」は約33.4%、それ以外の者は約66.6%となるので、納付率は85.3%となり、0.3%程度上昇するものとしている。

適用拡大①で見込んだ方法と同様の考え方で、適用拡大②の場合は0.6%程度、適用拡大③の場合は1.1%程度、適用拡大④の場合は3.2%程度上昇するものとしている。

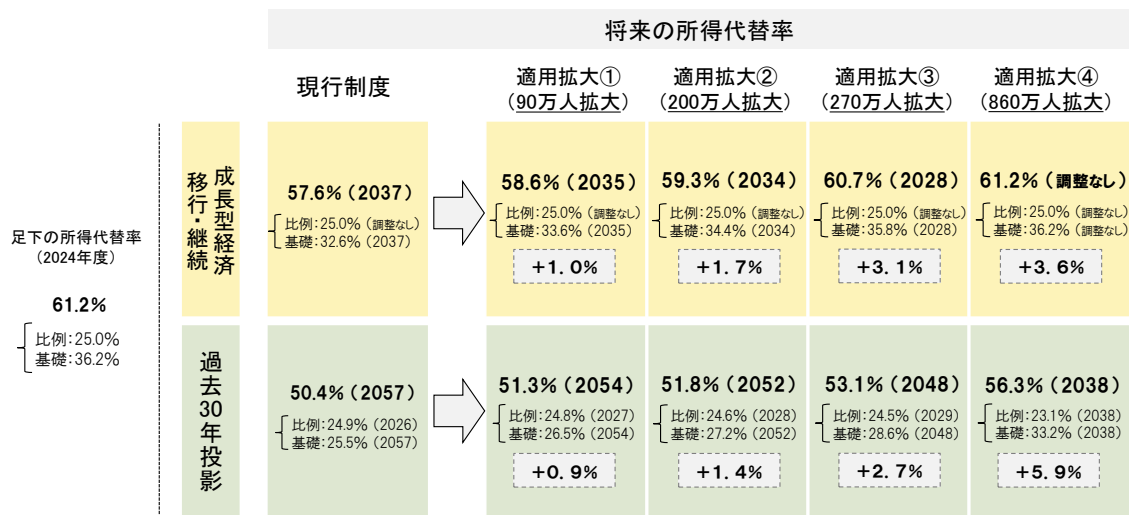
2. 試算結果

前述の前提の下で、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合に給付水準調整の終了年度や将来の給付水準がどの程度変化するかを試算した結果を第4-2-6図に示している。

ここでは、人口の前提は中位推計（出生中位・死亡中位・外国人の入国超過数16.4万人）、経済前提は中庸な経済の成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの場合を中心に解説する。

第4-2-6図 被用者保険の更なる適用拡大の試算結果

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
 ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



注1：給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

現行の仕組みと比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が0.9%~1.0%改善、適用拡大②の場合、所得代替率が1.4%~1.7%改善、適用拡大③の場合、所得代替率が2.7%~3.1%改善、適用拡大④の場合、所得代替率が3.6%~5.9%改善する結果となっており、スライド調整終了年度を見ると、適用拡大の対象者の増加と共に、基礎年金の調整終了年度は短縮されている。特に適用拡大④の場合、13年~21年と大幅に短縮されている。内訳を見ると、基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

基礎年金部分の改善については、国民年金の財政が改善するためであるが、これは、適用拡大により、短時間労働者等の第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第1号被保険者数が減少することで、第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金が増加し、給付水準を下支えする積立金効果が大きくなったことによるものである。

一方、報酬比例部分については、基礎年金の給付水準が上昇すると18.3%に固定された厚生年金の保険料のうち基礎年金に充てる分が大きくなり、報酬比例部分に充てる財源が減ることから、報酬比例部分の給付水準は低下する。

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては、報酬比例部分の調整が不要、つまり、財政均衡年度における厚生年金の積立金の積立度合は1を上回っているが、これは、適用拡大によって基礎年金に充てる分の増加を積立金で十分賄うことが出来ているということである。

また、過去 30 年投影ケースにおいて、報酬比例部分の給付水準が若干の低下に留まっているのは、

- ・ 基礎年金の給付水準の増加の半分は、国庫負担に増加により賄われること
- ・ 適用拡大によって新たに適用となる被保険者の一部はフルタイム労働者で一定の保険料負担が可能であること、
- ・ 第 3 号被保険者であった者が厚生年金保険に適用され、新たに厚生年金保険料を負担するようになったこと、

等が影響しており、その結果、基礎年金と報酬比例年金を合わせた所得代替率が大幅に改善しているものである。

3. 被保険者数の将来見通しと財政見通し

(1) 被保険者数の将来見通し

適用拡大における被保険者数の将来見通しについては、第 4 - 2 - 7 表に示しているとおりでである。

適用拡大の施行年度については試算の便宜上、令和 9 (2027) 年 10 月より実施するものと仮定しているため、公的年金被保険者の減少率（4 年度前から前々年度の公的年金被保険者数の減少率の 3 カ年平均）は、令和 11 (2029) 年度～令和 13 (2031) 年度において抑制されることになるが、これは現行制度下において公的年金被保険者とならない非加入者が適用拡大によって厚生年金保険に適用される影響である。この影響は非加入者の多い適用拡大④で大きく出ている。

第4-2-7表 公的年金被保険者数の将来見通し

【適用拡大①：企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消（約90万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.6	12.0	48.7	44.2	4.5	5.9	5.3	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.4	11.5	49.4	44.8	4.5	5.5	5.0	0.6	-0.4	-0.7
2029	66.0	11.2	49.5	45.0	4.5	5.3	4.8	0.5	-0.4	-0.7
2030	65.6	10.8	49.7	45.2	4.5	5.1	4.6	0.5	-0.3	-0.6
2040	59.8	8.2	48.1	44.0	4.1	3.4	3.0	0.4	-1.0	-1.3
2050	52.7	7.4	42.3	38.4	3.8	3.1	2.8	0.3	-1.2	-1.5
2060	48.1	6.8	38.5	35.0	3.5	2.8	2.5	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.3	6.0	34.8	31.6	3.2	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080	38.2	5.3	30.7	27.9	2.9	2.2	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.1	4.8	27.3	24.8	2.6	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.6	4.3	24.6	22.3	2.3	1.7	1.5	0.2	-1.1	-1.4
2110	27.0	3.7	21.7	19.7	2.0	1.5	1.4	0.2	-1.3	-1.6
2120	24.0	3.4	19.3	17.4	1.8	1.4	1.2	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.3	43.7	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.2	11.8	48.8	44.3	4.5	5.7	5.1	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.8	44.3	4.5	5.4	4.9	0.5	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.4	48.8	44.3	4.5	5.2	4.7	0.5	-0.4	-0.7
2040	58.9	9.5	45.5	41.3	4.1	3.9	3.5	0.4	-1.1	-1.4
2050	52.1	8.5	40.0	36.1	3.8	3.6	3.2	0.4	-1.2	-1.5
2060	47.5	7.8	36.5	32.9	3.5	3.3	2.9	0.4	-0.9	-1.2
2070	42.7	6.9	32.9	29.7	3.2	2.9	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.6	6.1	29.0	26.2	2.9	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6
2090	33.7	5.5	25.8	23.3	2.6	2.3	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2100	30.2	4.9	23.3	21.0	2.3	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.7	4.3	20.6	18.5	2.0	1.8	1.6	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.7	3.9	18.2	16.4	1.8	1.6	1.4	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.2	12.6	47.2	42.7	4.5	6.4	5.7	0.6	-0.3	-0.6
2028	65.8	12.3	47.3	42.8	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.2	12.3	46.9	42.4	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.6	-0.9
2030	64.7	12.2	46.6	42.1	4.5	6.0	5.3	0.6	-0.6	-0.9
2040	57.4	11.0	41.3	37.1	4.1	5.1	4.6	0.6	-1.2	-1.5
2050	50.9	9.9	36.3	32.5	3.8	4.7	4.2	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.4	9.1	33.1	29.6	3.5	4.2	3.8	0.5	-0.9	-1.2
2070	41.7	8.1	29.8	26.6	3.2	3.8	3.3	0.4	-1.1	-1.4
2080	36.7	7.0	26.3	23.5	2.9	3.3	2.9	0.4	-1.3	-1.6
2090	32.9	6.4	23.5	20.9	2.6	3.0	2.7	0.4	-1.0	-1.3
2100	29.5	5.7	21.1	18.8	2.3	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.0	5.0	18.6	16.6	2.0	2.4	2.1	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.1	4.5	16.5	14.7	1.8	2.1	1.9	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

【適用拡大②：①＋賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げ（約200万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.7	11.8	49.3	44.7	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.6	11.1	50.6	46.0	4.5	4.9	4.5	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.3	10.8	50.8	46.3	4.5	4.7	4.2	0.5	-0.3	-0.6
2030	65.9	10.5	50.9	46.5	4.5	4.5	4.0	0.4	-0.2	-0.5
2040	60.1	7.9	49.4	45.2	4.1	2.8	2.5	0.3	-1.0	-1.3
2050	53.0	7.1	43.4	39.6	3.8	2.5	2.3	0.3	-1.2	-1.5
2060	48.4	6.5	39.6	36.1	3.5	2.3	2.0	0.2	-0.9	-1.2
2070	43.5	5.8	35.7	32.6	3.2	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2080	38.4	5.1	31.6	28.7	2.9	1.8	1.6	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.3	4.6	28.1	25.5	2.6	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.8	4.1	25.3	23.0	2.3	1.4	1.3	0.2	-1.1	-1.4
2110	27.2	3.6	22.3	20.3	2.0	1.3	1.1	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.1	3.2	19.8	18.0	1.8	1.1	1.0	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.6	12.1	48.9	44.3	4.5	5.7	5.2	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.5	11.5	49.9	45.4	4.5	5.1	4.6	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.1	11.3	49.9	45.4	4.5	4.9	4.4	0.5	-0.4	-0.7
2030	65.7	11.1	49.9	45.4	4.5	4.7	4.2	0.5	-0.3	-0.6
2040	59.3	9.2	46.6	42.5	4.1	3.4	3.1	0.4	-1.1	-1.4
2050	52.3	8.2	41.0	37.1	3.8	3.1	2.8	0.3	-1.2	-1.5
2060	47.8	7.6	37.4	33.8	3.5	2.8	2.5	0.3	-0.9	-1.2
2070	42.9	6.7	33.7	30.5	3.2	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.8	5.9	29.8	26.9	2.9	2.2	2.0	0.3	-1.3	-1.6
2090	33.9	5.4	26.5	23.9	2.6	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.8	23.9	21.6	2.3	1.8	1.6	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.8	4.2	21.1	19.0	2.0	1.6	1.4	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.8	3.7	18.7	16.8	1.8	1.4	1.2	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.3	12.5	47.7	43.2	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.3	-0.6
2028	66.0	12.0	48.4	43.9	4.5	5.6	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.5	12.0	48.0	43.5	4.5	5.5	4.9	0.6	-0.5	-0.8
2030	64.9	11.9	47.6	43.2	4.5	5.4	4.9	0.6	-0.4	-0.7
2040	57.7	10.8	42.2	38.1	4.1	4.7	4.2	0.5	-1.2	-1.5
2050	51.1	9.6	37.2	33.3	3.8	4.3	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.6	8.9	33.9	30.4	3.5	3.9	3.4	0.4	-0.9	-1.2
2070	41.8	7.9	30.5	27.3	3.2	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2080	36.8	6.9	26.9	24.1	2.9	3.0	2.7	0.4	-1.3	-1.6
2090	33.0	6.3	24.0	21.4	2.6	2.7	2.4	0.3	-1.0	-1.3
2100	29.6	5.6	21.6	19.3	2.3	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.1	4.9	19.1	17.0	2.0	2.1	1.9	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.2	4.4	16.9	15.1	1.8	1.9	1.7	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

【適用拡大③：②＋5人未満の個人事業所（約270万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.8	11.5	49.6	45.1	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.8	10.6	51.3	46.8	4.5	4.9	4.4	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.4	10.3	51.5	47.0	4.5	4.7	4.2	0.5	-0.3	-0.6
2030	66.0	10.0	51.7	47.2	4.5	4.4	4.0	0.4	-0.2	-0.5
2040	60.3	7.4	50.1	45.9	4.1	2.8	2.5	0.3	-1.0	-1.3
2050	53.1	6.6	44.0	40.2	3.8	2.5	2.2	0.3	-1.2	-1.5
2060	48.5	6.1	40.1	36.6	3.5	2.2	2.0	0.2	-0.9	-1.2
2070	43.6	5.4	36.2	33.1	3.2	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2080	38.5	4.7	32.0	29.1	2.9	1.8	1.6	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.4	4.3	28.5	25.9	2.6	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.9	3.8	25.6	23.4	2.3	1.4	1.2	0.2	-1.1	-1.4
2110	27.3	3.4	22.7	20.6	2.0	1.2	1.1	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.2	3.0	20.1	18.2	1.8	1.1	1.0	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.7	11.8	49.2	44.7	4.5	5.7	5.1	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.6	10.9	50.6	46.1	4.5	5.0	4.5	0.5	-0.4	-0.7
2029	66.2	10.7	50.6	46.1	4.5	4.8	4.3	0.5	-0.3	-0.6
2030	65.8	10.5	50.6	46.1	4.5	4.6	4.2	0.5	-0.2	-0.5
2040	59.4	8.7	47.3	43.1	4.1	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2050	52.4	7.8	41.5	37.7	3.8	3.1	2.7	0.3	-1.2	-1.5
2060	47.9	7.2	37.9	34.4	3.5	2.8	2.5	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.0	6.4	34.2	31.0	3.2	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.9	5.6	30.2	27.3	2.9	2.2	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2090	33.9	5.1	26.9	24.3	2.6	2.0	1.8	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.5	24.2	21.9	2.3	1.7	1.5	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.9	4.0	21.4	19.3	2.0	1.5	1.4	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.9	3.6	18.9	17.1	1.8	1.4	1.2	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.3	12.2	48.1	43.5	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.3	-0.6
2028	66.1	11.5	49.1	44.5	4.5	5.6	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.6	11.4	48.7	44.2	4.5	5.5	4.9	0.6	-0.5	-0.8
2030	65.0	11.4	48.3	43.8	4.5	5.4	4.8	0.5	-0.4	-0.7
2040	57.8	10.3	42.8	38.6	4.1	4.6	4.1	0.5	-1.2	-1.5
2050	51.2	9.2	37.7	33.8	3.8	4.2	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.7	8.5	34.3	30.8	3.5	3.8	3.4	0.4	-0.9	-1.2
2070	41.9	7.6	30.9	27.7	3.2	3.4	3.0	0.4	-1.1	-1.4
2080	36.9	6.6	27.3	24.4	2.9	3.0	2.7	0.4	-1.3	-1.6
2090	33.1	6.0	24.3	21.8	2.6	2.7	2.4	0.3	-1.0	-1.3
2100	29.6	5.4	21.9	19.6	2.3	2.4	2.1	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.1	4.7	19.3	17.3	2.0	2.1	1.9	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.2	4.2	17.1	15.3	1.8	1.9	1.7	0.2	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

【適用拡大④：所定労働時間が週 10 時間以上の全ての被用者（約 860 万人）】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	67.5	10.4	52.3	47.8	4.5	4.8	4.3	0.5	-0.2	-0.5
2028	68.1	8.3	56.5	52.0	4.5	3.3	3.0	0.3	-0.4	-0.7
2029	67.8	8.1	56.5	52.0	4.5	3.1	2.8	0.3	0.1	-0.2
2030	67.4	7.9	56.6	52.1	4.5	3.0	2.7	0.3	0.5	0.2
2040	61.4	5.8	53.8	49.6	4.1	1.8	1.6	0.2	-1.0	-1.3
2050	54.1	5.2	47.2	43.4	3.8	1.6	1.4	0.2	-1.2	-1.5
2060	49.4	4.8	43.1	39.6	3.5	1.5	1.3	0.2	-0.9	-1.2
2070	44.4	4.3	38.9	35.7	3.2	1.3	1.1	0.1	-1.1	-1.4
2080	39.2	3.7	34.3	31.5	2.9	1.1	1.0	0.1	-1.3	-1.6
2090	35.0	3.4	30.6	28.0	2.6	1.0	0.9	0.1	-1.1	-1.4
2100	31.5	3.0	27.5	25.3	2.3	0.9	0.8	0.1	-1.1	-1.4
2110	27.8	2.6	24.3	22.3	2.0	0.8	0.7	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.6	2.4	21.5	19.7	1.8	0.7	0.6	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	67.4	10.6	52.0	47.4	4.5	4.8	4.3	0.5	-0.2	-0.5
2028	68.1	8.6	56.1	51.6	4.5	3.3	3.0	0.3	-0.4	-0.7
2029	67.7	8.5	56.0	51.5	4.5	3.2	2.8	0.3	0.0	-0.3
2030	67.2	8.3	55.9	51.4	4.5	3.0	2.7	0.3	0.5	0.2
2040	60.7	7.0	51.5	47.4	4.1	2.2	2.0	0.2	-1.1	-1.4
2050	53.5	6.3	45.2	41.4	3.8	2.0	1.8	0.2	-1.2	-1.5
2060	48.8	5.8	41.3	37.8	3.5	1.8	1.6	0.2	-0.9	-1.2
2070	43.9	5.1	37.2	34.0	3.2	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2080	38.7	4.5	32.9	30.0	2.9	1.4	1.2	0.2	-1.3	-1.6
2090	34.6	4.1	29.3	26.7	2.6	1.3	1.1	0.1	-1.1	-1.4
2100	31.1	3.6	26.4	24.1	2.3	1.1	1.0	0.1	-1.1	-1.4
2110	27.4	3.2	23.3	21.2	2.0	1.0	0.9	0.1	-1.3	-1.6
2120	24.4	2.8	20.6	18.8	1.8	0.9	0.8	0.1	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	67.1	11.0	51.0	46.4	4.5	5.1	4.6	0.5	-0.3	-0.6
2028	67.6	9.1	54.8	50.3	4.5	3.7	3.3	0.4	-0.5	-0.8
2029	67.1	9.0	54.4	49.9	4.5	3.7	3.3	0.4	-0.1	-0.4
2030	66.6	9.0	54.0	49.5	4.5	3.6	3.2	0.4	0.4	0.1
2040	59.3	8.4	47.8	43.7	4.1	3.1	2.8	0.3	-1.2	-1.5
2050	52.4	7.5	42.1	38.3	3.8	2.8	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2060	47.8	6.9	38.4	34.9	3.5	2.5	2.3	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.0	6.1	34.6	31.4	3.2	2.3	2.0	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.9	5.3	30.5	27.7	2.9	2.0	1.8	0.2	-1.3	-1.6
2090	33.9	4.9	27.2	24.7	2.6	1.8	1.6	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.4	4.3	24.5	22.2	2.3	1.6	1.4	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.8	3.8	21.6	19.6	2.0	1.4	1.3	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.8	3.4	19.2	17.4	1.8	1.3	1.1	0.1	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

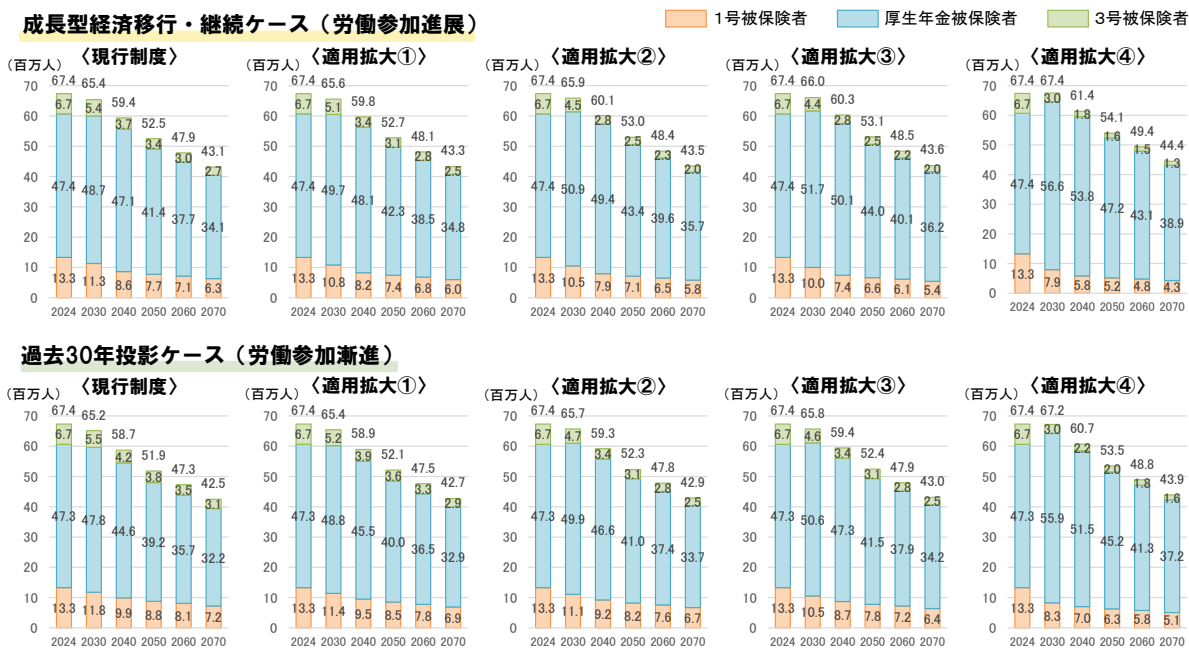
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

次に、適用拡大を進めた場合に将来の被保険者数の構成がどのように影響を受けるのかを見たものが第4-2-8図である。

第4-2-8図 適用拡大における公的年金被保険者数の将来見通し

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)



労働参加が進展する場合、厚生年金被保険者についてみると、令和6(2024)年度で4,736万人、被保険者全体の約70%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の令和22(2040)年度では、適用拡大①の場合、4,811万人、被保険者全体の80.5%まで上昇し、適用拡大②の場合4,940万人、被保険者全体の82.1%まで上昇、適用拡大③の場合5,009万人、被保険者全体の83.1%まで上昇、適用拡大④の場合5,380万人、被保険者全体の87.6%まで上昇する見通しとなっている。その後も、おおむね同程度の構成割合で推移する見通しである。

一方、第1号被保険者について見ると、令和6(2024)年度で1,330万人、被保険者全体の約20%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の令和22(2040)年度では、適用拡大①の場合、824万人、被保険者全体の13.8%まで低下し、適用拡大②の場合、794万人、被保険者全体の13.2%まで低下、適用拡大③の場合、743万人、被保険者全体の12.3%まで低下、適用拡大④の場合、582万人、被保険者全体の9.5%まで低下する見通しとなっている。

また、第3号被保険者について見ると、令和6(2024)年度で670万人、被保険者全体の約10%を占めているのに対して、適用拡大を行った後の令和22(2040)年度では、適用拡大①の場合、340万人、被保険者全体の5.7%まで低下し、適用拡大②の場合、281万人、被保険者全体の4.7%まで低下し、適用拡大③の場合、276万人、被保険者全体の4.6%まで低下し、適用拡大④の場合、182万人、被保険者全体の3.0%まで低下する見通しとなっている。

さらに、世代別にみた現役時代の適用状況別の平均加入期間の見通しを示したものが第4-2-9図である。

例えば、労働参加が進展する場合、特に、女性についてみると、現行制度でも平成16(2004)年生まれの世代は、3号期間の占める割合が13.1%まで低下する見込みとなっているが、適用拡大が進むと、適用拡大①の場合で12.0%、適用拡大②の場合で9.7%、適用拡大③の場合で9.5%、適用拡大④の場合で6.0%まで更に低下する見通しである。

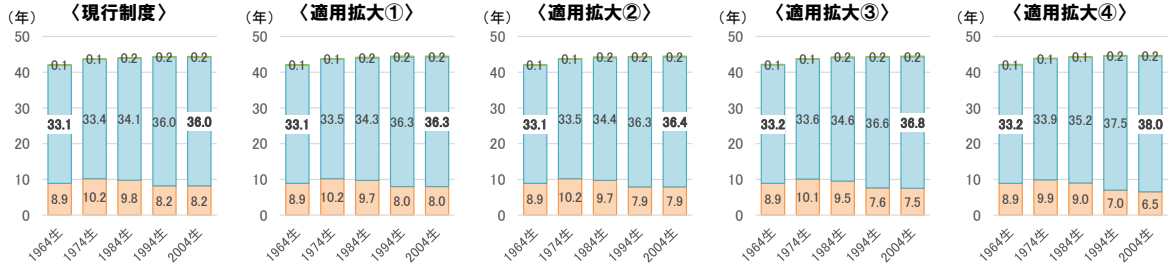
また、この世代の女性について、2号期間の占める割合を見ると、適用拡大④の場合で82.4%まで上昇する見込みとなっており、現行制度の男性と同程度となる見通しである。

第4-2-9図 世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

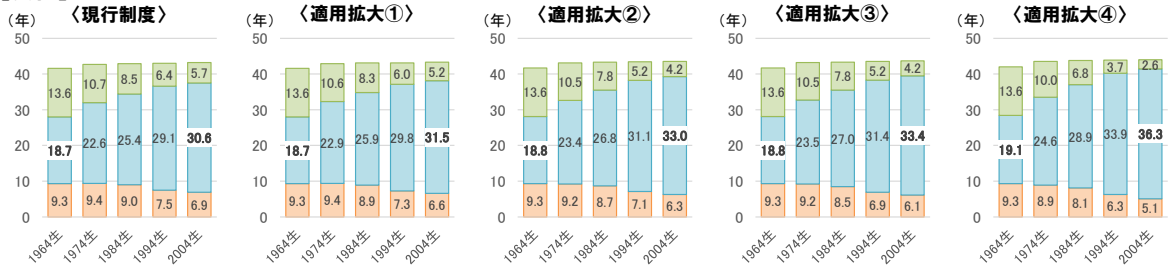
- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)

成長型経済移行・継続ケース(労働参加進展)

【男性】

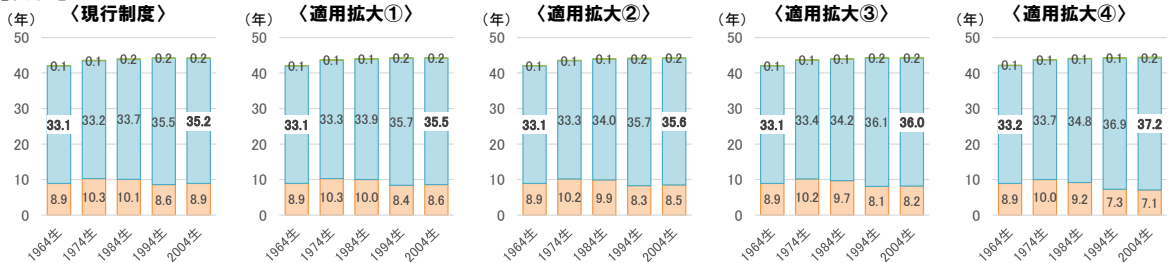


【女性】

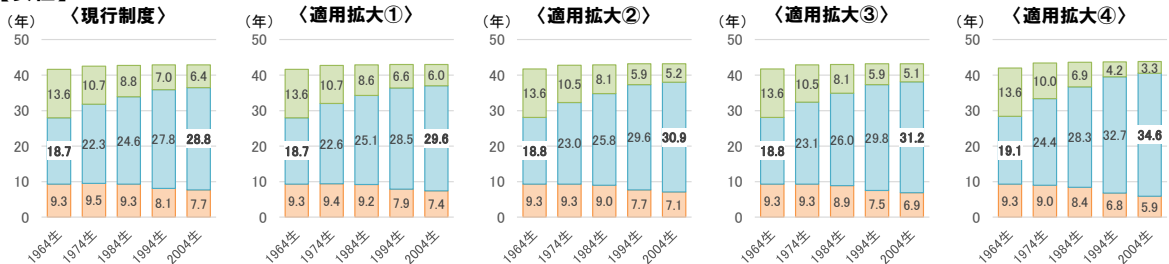


過去30年投影ケース(労働参加漸進)

【男性】



【女性】

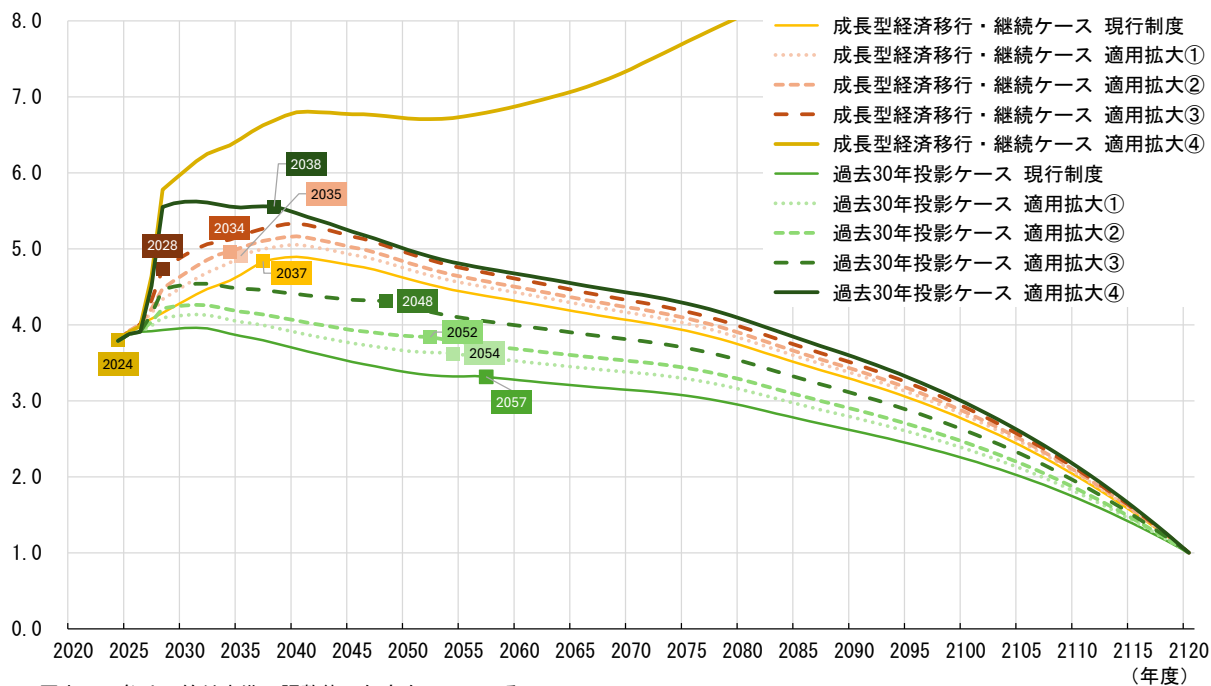


注1：それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。
 注2：昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。
 注3：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

(2) 財政見通し

適用拡大における国民年金の積立度合について、経済前提が中庸な成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースにおける適用拡大を実施した場合の見通しを示したものが第4-2-10図である。

第4-2-10図 国民年金の積立度合の見通し（適用拡大）



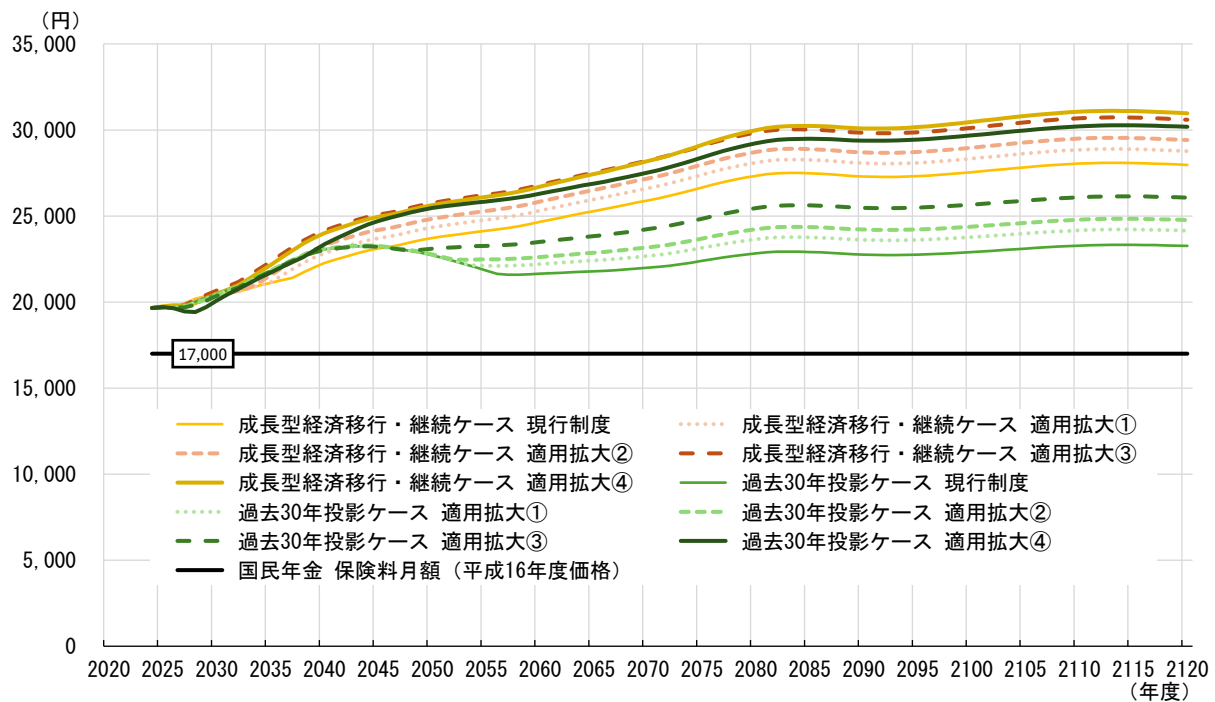
成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した令和9(2027)年度に国民年金の積立度合が上昇している。

適用拡大により積立度合が上昇するのは、前述のように、短時間労働者等の第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第1号被保険者数が減少し、第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金が増加したためである。

なお、成長型経済移行・継続ケースの適用拡大④を除き、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付水準の調整が一定程度行われることから、最終的な財政均衡年度における国民年金の積立度合は1となる。一方、成長型経済移行・継続ケースの適用拡大④の場合、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付水準の調整が不要となっており、財政均衡年度における積立度合は1を上回っている。

次に、基礎年金の財政見通しについて、拠出金単価のうち保険料相当額（平成16年度価格）の推移を、経済前提が中庸ケースである成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースにおける適用拡大を実施した場合で示したものが第4-2-11図である。

第4-2-11 図 拠出金単価（保険料相当額）（平成16年度価格）
の見通し（適用拡大）



成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した令和9(2027)年度に現行制度と比べ拠出金単価(保険料相当額)が低下している。これは、適用拡大が実施されてもその者が年金を受給するまで時間を要するため、基礎年金給付費はただちに増加しないが、納付率の低い第1号被保険者が厚生年金の適用を受けることによって、拠出金算定対象者数が増加したことによるものである。その後は、基礎年金給付費の増加を受けて、次第に増加していく見通しとなっている。

1. 試算の前提

現行の基礎年金制度では、支え手となる被保険者は原則として20～59歳と定められており、60歳以上の方は基本的には基礎年金の支え手とはならず、支給開始年齢である65歳までの5年間は基礎年金の受給を待期する期間となっている。これは、国民年金制度が昭和36(1961)年に創設されて以来、60年以上変更されていない。この間、平均寿命の延伸や60代前半の就業率の上昇など、社会経済状況は大きく変化している。健康寿命の延伸や高齢者の就労進展等を踏まえると、基礎年金の拠出期間延長は、基礎年金の給付水準の向上を確保するために自然かつ有効な方策であると考えられる。

そこで、基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金を増額する仕組みとした場合の試算を実施した。このとき、現行制度においては40年納付した場合の基礎年金額は年額81.6万円(令和6(2024)年度)となっているが、仮に45年納付した場合の基礎年金額は45/40倍の年額91.8万円に増額するといった仕組みを想定している(第4-3-1図)。

拠出期間の延長スケジュールについては、令和13(2031)年度に60歳に達する者から、生年度が2年次上がるごとに1年ずつ拠出期間を延長することとしており、拠出期間が延長する世代から、基礎年金給付の満額水準(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金)も増加するものとしている(第4-3-2表)。そのほか、個々の被保険者における費用の負担や免除を受けた場合等の給付額の算定方法については、現行制度における基礎年金の仕組みを踏襲することとしている。すなわち、第1号被保険者が低所得の時には、申請に基づき免除制度等を適用の上、免除期間分については国庫負担分のみを保障することとし、未納期間については給付に反映しない。また、60歳台前半の国民年金の第1号被保険者の納付行動については、50歳台後半の状況を自然に延長して設定している。

また、現行制度と同様に、延長期間(60～64歳)における納付に基づく給付に対しても2分の1の国庫負担があることを前提としており、基礎年金拠出金の仕組みについても現行制度と同様としている。ただし、拠出期間の延長に伴い、一時的に公的年金被保険者数の減少が現行制度と比べて緩やかになるが、この試算においては、マクロ経済スライドの調整率は現行制度における公的年金被保険者

数の減少率を基礎として計算したものを使用している。

第4-3-1図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

○ 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ

《現行制度》

2階: 厚生年金(報酬比例)
+

1階: 基礎年金
(40年満額)

40年 保険料拠出期間

↓

《延長後》
(イメージ)

2階: 厚生年金(報酬比例)
+

1階: 基礎年金
(45年満額)

拠出期間が伸びた分に合わせて
基礎年金の満額を引上げ

45年 保険料拠出期間

試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60～64歳の5年間追加で保険料負担 (※2)	60～64歳の5年間の負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の保険料負担なし	60～64歳の5年分に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※3: 現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

※4: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※5: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

※6: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

第4-3-2表 試算における拠出期間の延長スケジュールの前提

生年度	基礎年金の拠出金の対象となる年数	基礎年金給付	マクロ経済スライドによる給付水準調整の期間
昭和45(1970)年度以前生まれ	40年	現行40年満額水準	全ての世代について 同じ期間を適用
昭和46・47(1971・1972)年度生まれ	41年	現行40年満額水準 × 41/40	
昭和48・49(1973・1974)年度生まれ	42年	現行40年満額水準 × 42/40	
昭和50・51(1975・1976)年度生まれ	43年	現行40年満額水準 × 43/40	
昭和52・53(1977・1978)年度生まれ	44年	現行40年満額水準 × 44/40	
昭和54(1979)年度以後生まれ	45年	現行40年満額水準 × 45/40	

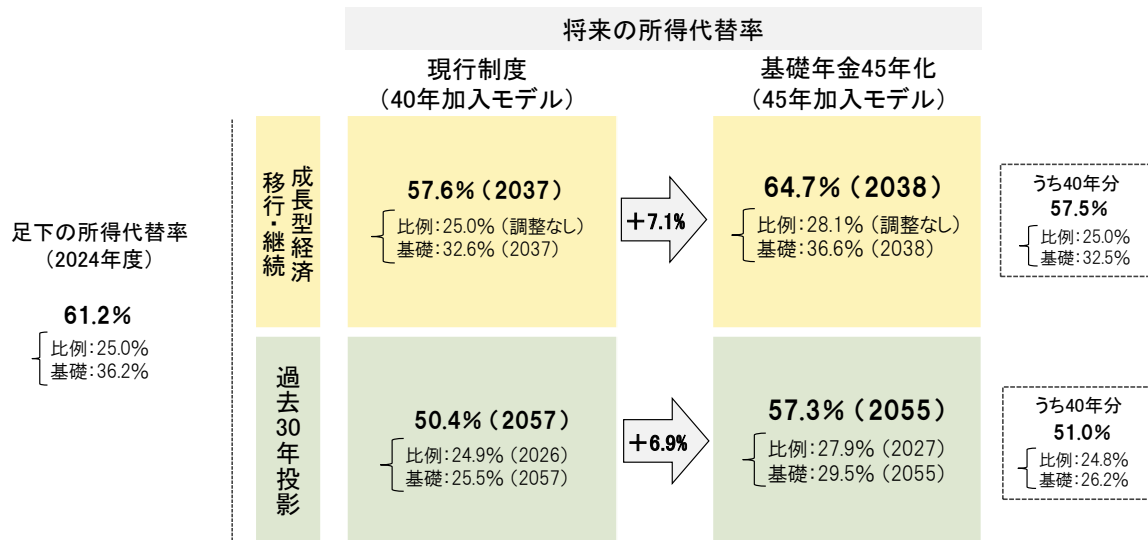
2. 試算結果と被保険者数の将来見通し及び財政見通し

前述の前提の下で、基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合に給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算した結果を第4-3-3図に示している。被用者保険の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位・死亡中位・外国人の入国超過数16.4万人）、経済前提は中庸な経済の成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの場合を中心に解説する。

第4-3-3図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額の試算結果

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

いずれのケースも所得代替率が約7%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長され、モデル年金額が45/40倍となったことに伴い、給付水準も概ね45/40倍となったものである。保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、その分給付水準も上昇することとなるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響というプラスの要素とマイナスの要素の双方があることから、給付調整終了年度に大きな変化はなく、給付水準を40年分でみると現行制度とそれほど大きな違いはない結果となっている。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合の被保険者数の将来見通しを示したものが第4-3-4表及び第4-3-5図である。

このオプションの前提として、令和13(2031)年度からに60歳に達する者から、生年度が2年次上がるごとに1年ずつ拠出期間を延長することとしているため、令和25(2043)年度からはすべての被保険者が64歳まで加入可能となる。そこで、令和32(2050)年度の被保険者数を労働参加進展シナリオで見ると、被保険者総数は5,460万人となり、現行制度の場合の5,250万人と比べて増加する見通しとなっている。その内訳を見ると、第1号被保険者数は920万人となっているが、現行制度の場合が770万人であることから、被保険者総数の増加分の大部分は第1号被保険者が増加したことによることが分かる。また、第3号被保険者についても、現行制度の場合は340万人であるが、60~64歳の者が第3号被保険者の対象となることから、400万人へ増加する見通しとなっている。

一方、厚生年金被保険者については、現行制度の場合も基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合も4,140万人で同じとなっている。これは、現行制度においても一定の要件を満たす60歳以上の者は厚生年金に適用されているためである。

なお、前述の通り、マクロ経済スライドの調整率については、公的年金被保険者の減少率に基づいて算定されるものであるが、このオプション試算においては、現行制度の仕組みと同じ調整率（被保険者の年齢が拡大することに伴って被保険者数が増加する要素を考慮しないもの）を使用することとしている。

第4-3-4表 公的年金被保険者数の将来見通し

【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

○ 労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	43.7	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	43.9	4.5	5.9	5.3	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	44.1	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	44.2	4.5	5.4	4.9	0.5	-0.5	-0.8
2040	61.2	9.8	47.1	43.0	4.1	4.3	3.9	0.4	-1.0	-1.3
2050	54.6	9.2	41.4	37.6	3.8	4.0	3.6	0.4	-1.2	-1.5
2060	50.0	8.5	37.7	34.2	3.5	3.7	3.3	0.4	-0.9	-1.2
2070	45.0	7.6	34.1	30.9	3.2	3.3	3.0	0.3	-1.1	-1.4
2080	39.7	6.7	30.1	27.2	2.9	2.9	2.6	0.3	-1.3	-1.6
2090	35.4	6.0	26.8	24.2	2.6	2.6	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2100	31.9	5.4	24.1	21.8	2.3	2.3	2.1	0.2	-1.1	-1.4
2110	28.1	4.7	21.3	19.3	2.0	2.1	1.9	0.2	-1.3	-1.6
2120	24.9	4.2	18.8	17.0	1.8	1.8	1.7	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.4	12.4	47.8	43.3	4.5	6.2	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.0	12.2	47.8	43.3	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.6	12.0	47.9	43.4	4.5	5.7	5.2	0.6	-0.5	-0.8
2030	65.2	11.8	47.8	43.3	4.5	5.5	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2040	60.6	11.2	44.6	40.4	4.1	4.8	4.3	0.5	-1.1	-1.4
2050	54.2	10.5	39.2	35.4	3.8	4.5	4.1	0.5	-1.1	-1.4
2060	49.6	9.8	35.7	32.2	3.5	4.1	3.7	0.4	-0.9	-1.2
2070	44.7	8.7	32.2	29.1	3.2	3.7	3.3	0.4	-1.1	-1.4
2080	39.3	7.6	28.5	25.6	2.9	3.3	2.9	0.3	-1.3	-1.6
2090	35.2	6.9	25.3	22.8	2.6	3.0	2.6	0.3	-1.1	-1.4
2100	31.6	6.2	22.8	20.5	2.3	2.6	2.3	0.3	-1.1	-1.4
2110	27.9	5.4	20.1	18.1	2.0	2.3	2.1	0.2	-1.3	-1.6
2120	24.7	4.8	17.8	16.0	1.8	2.1	1.8	0.2	-1.2	-1.5

○ 労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.8	46.8	42.2	4.5	6.5	5.9	0.7	-0.3	-0.6
2028	65.6	12.7	46.4	41.9	4.5	6.4	5.8	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.0	12.7	46.1	41.6	4.5	6.3	5.7	0.6	-0.6	-0.9
2030	64.5	12.6	45.7	41.2	4.5	6.2	5.6	0.6	-0.7	-1.0
2040	59.6	13.0	40.5	36.3	4.1	6.1	5.4	0.6	-1.2	-1.5
2050	53.6	12.3	35.7	31.8	3.8	5.7	5.1	0.6	-1.1	-1.4
2060	49.1	11.4	32.5	29.0	3.5	5.2	4.6	0.6	-0.9	-1.2
2070	44.2	10.3	29.2	26.1	3.2	4.7	4.2	0.5	-1.1	-1.4
2080	38.9	8.9	25.8	23.0	2.9	4.1	3.7	0.5	-1.3	-1.6
2090	34.8	8.1	23.0	20.5	2.6	3.7	3.3	0.4	-1.0	-1.3
2100	31.3	7.3	20.7	18.4	2.3	3.3	2.9	0.4	-1.1	-1.4
2110	27.6	6.4	18.3	16.2	2.0	2.9	2.6	0.3	-1.3	-1.6
2120	24.5	5.6	16.2	14.4	1.8	2.6	2.3	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

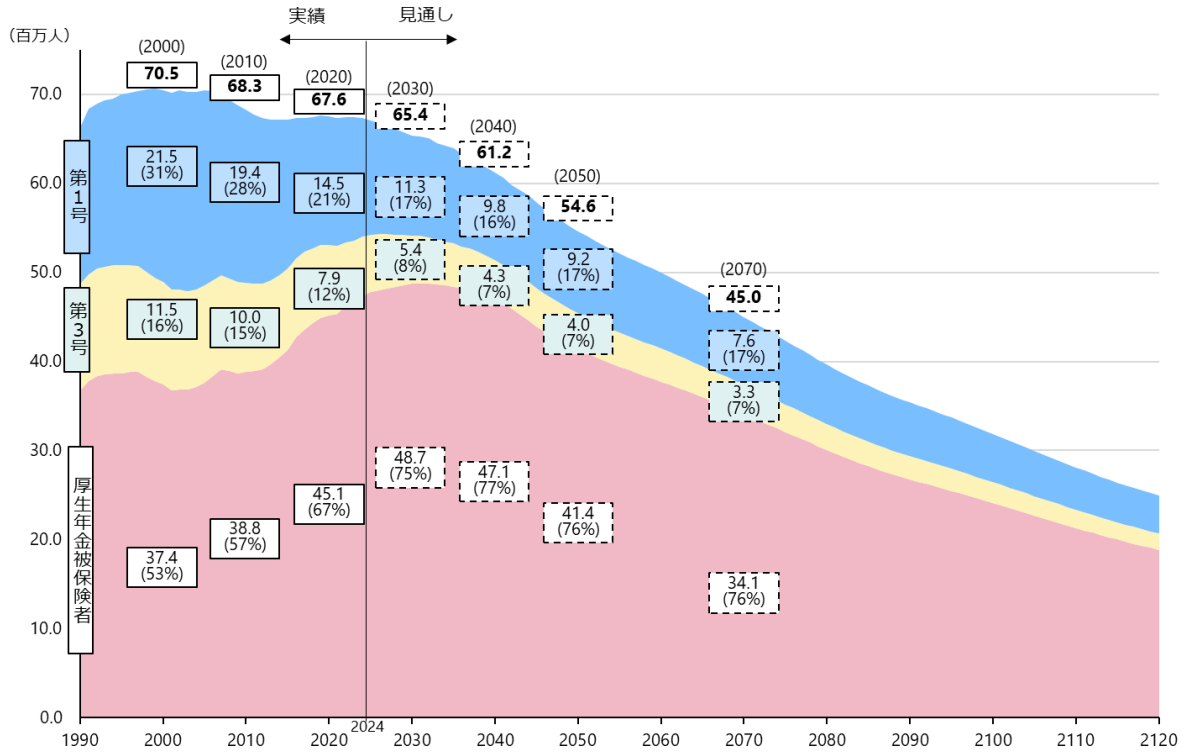
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。ただし、公的年金被保険者数の減少率及びスライド調整率は、現行の仕組みと同じものを示している。

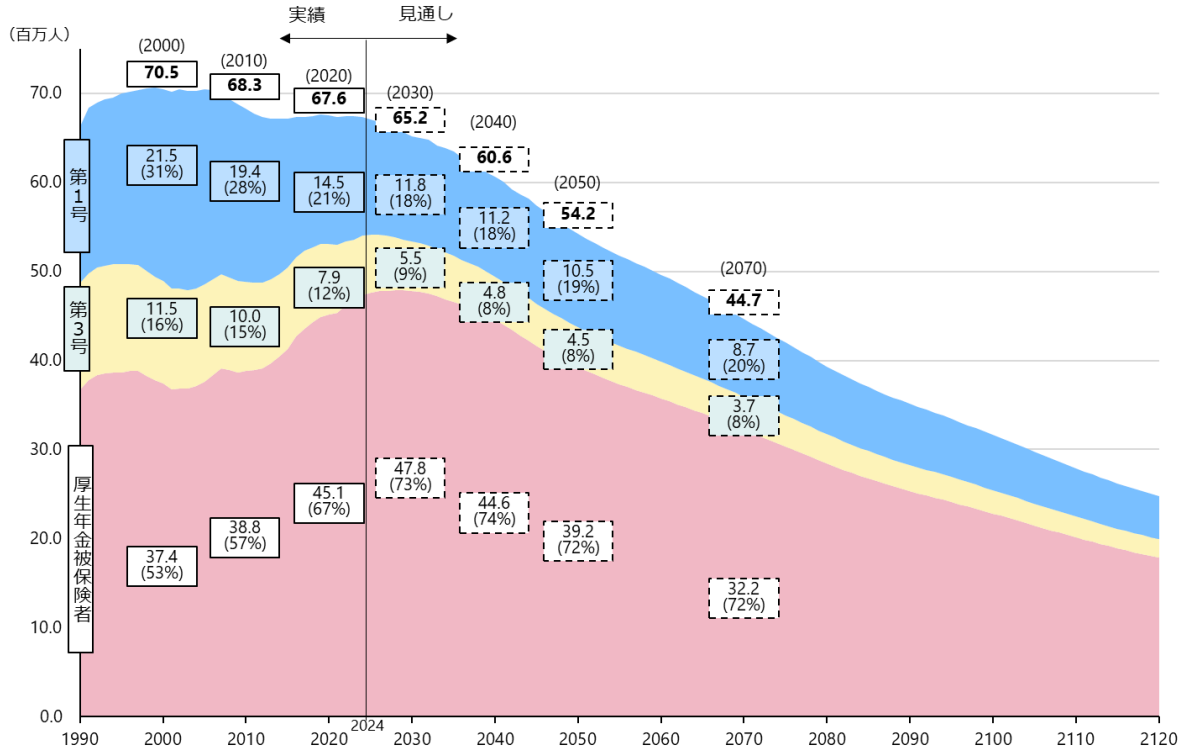
第4-3-5図 公的年金被保険者数の将来見通し

【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

人口：中位推計、労働：労働参加進展シナリオ

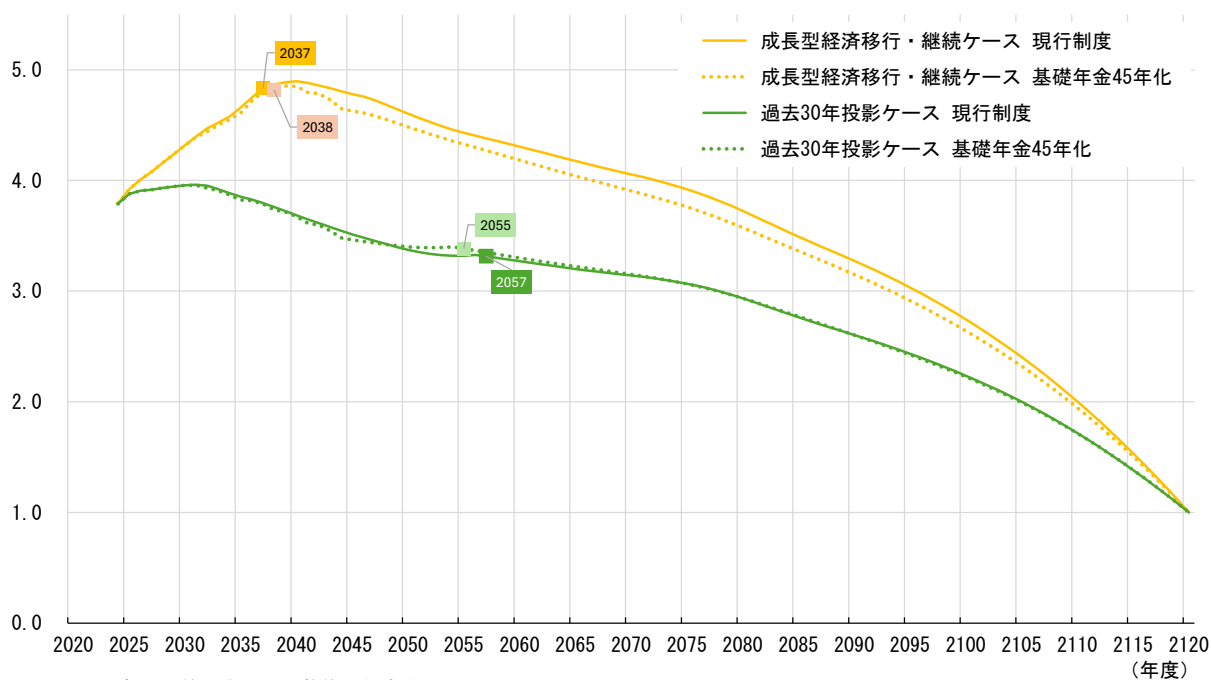


人口：中位推計、労働：労働参加漸進シナリオ



ここで、基礎年金の拠出期間延長・給付増額における国民年金の積立度合の見通しを、成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースの場合で示したものが第4-3-6図である。

第4-3-6図 国民年金の積立度合の見通し
【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】

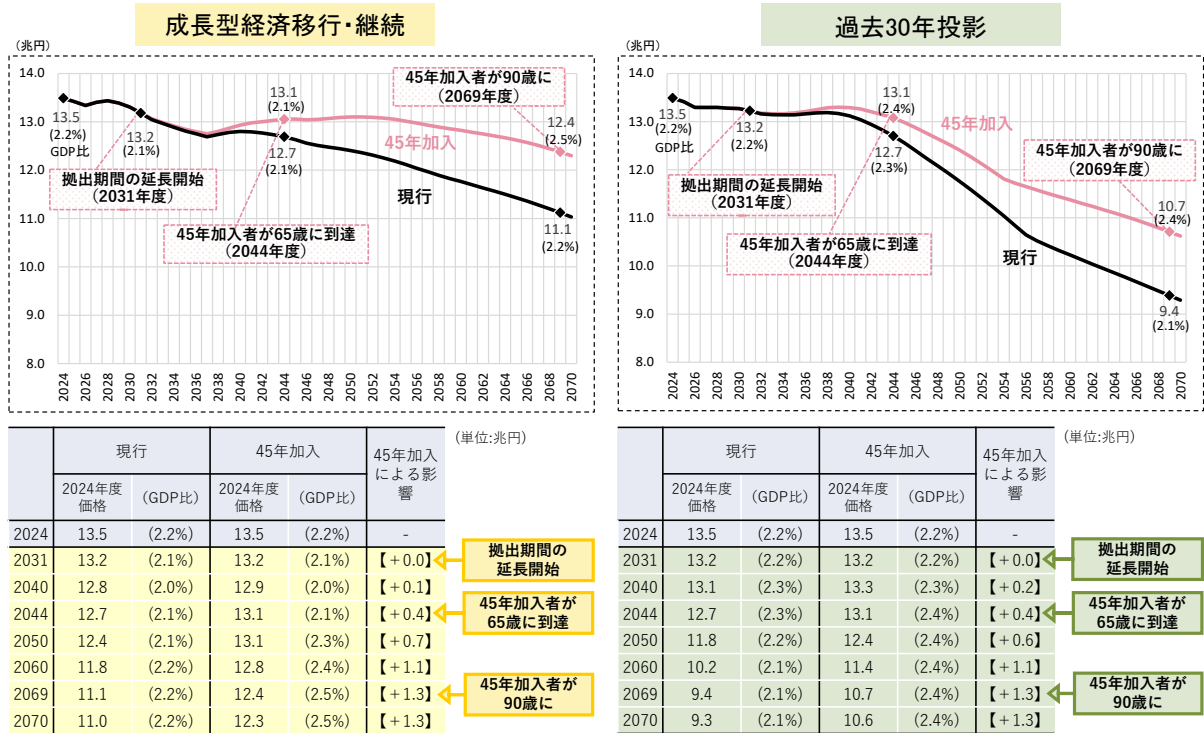


どちらのケースの場合も、拠出期間の延長が完了するとしている令和25(2043)年度頃には現行制度と比べて積立度合は下回る見通しとなっている。これは、60歳台前半の第1号被保険者が増加することにより保険料収入が増える一方、基礎年金拠出金の負担も増加するため、積立金の増加率よりも支出の増加率の方が大きくなるためである。

その後、成長型経済移行・継続ケースの場合は、現行制度の積立度合を下回ったまま、最終年度に1となるよう減少していく。一方、過去30年投影ケースの場合は、マクロ経済スライドが終了する頃にほぼ同程度となり、その後も同程度の水準で推移する見通しとなっている。

また、基礎年金の拠出期間延長・給付増額による国庫負担の見通しの変化を、令和6(2024)年度価格に換算して示したものが第4-3-7図である。

第4-3-7図 国庫負担の見通し（令和6（2024）年度価格） 【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】



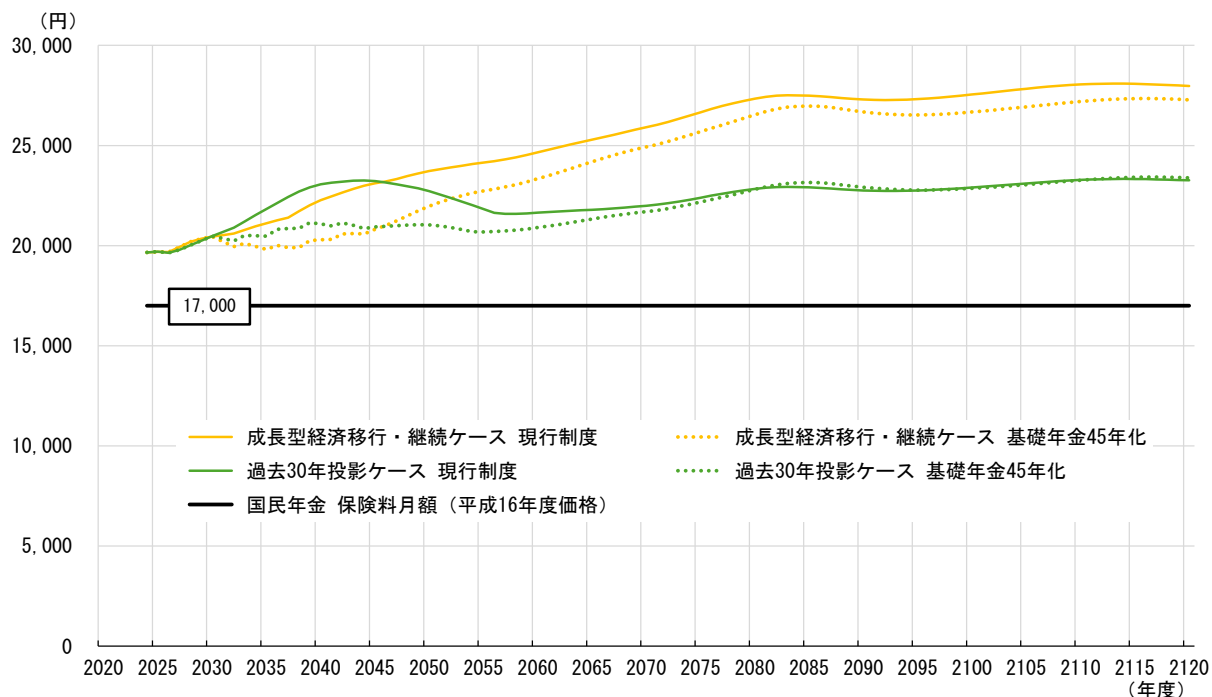
注1：「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
 注2：国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 注3：（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

このオプション試算は拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みであることから、現行制度を比べると基礎年金給付費は大きくなるため、基礎年金の給付に充てられる国庫負担も大きくなる。基礎年金の拠出期間が45年となる昭和54（1979）年度生まれ世代が90歳に到達する令和51（2069）年度をみると、どちらのケースの場合も、現行制度と比べて国庫負担は令和6（2024）年度価格で1.3兆円程度増加する見通しとなっている。このように、基礎年金の拠出期間を45年に延長すると、国庫負担の増加を伴うことが今後の制度改革を考える上で議論になる点である。

なお、GDPの推移については現行制度と変わらないものと仮定して、国庫負担の対GDP比を計算すると、どちらのケースにおいても国庫負担の対GDP比は現行制度より増加し、令和51（2069）年度の値は2.4～2.5%と足下（令和6（2024）年度）の2.2%より大きくなる見通しとなっている。

さらに、拠出金単価のうち保険料相当額（平成16（2004）年度価格）の推移について、経済前提が成長型経済移行・継続ケース及び過去30年投影ケースの場合で示したものが第4-3-8図である。

第4-3-8図 拠出金単価（保険料相当額）（平成16(2004)年度価格）の見通し【基礎年金の拠出期間延長・給付増額】



令和13(2021)年度に拠出期間の延長を始めてからしばらくの間は、基礎年金給費の増加に先行して拠出金算定対象者数が増加するため、一時的に現行制度と比べて拠出金単価（保険料相当額）が低くなるが、その後、基礎年金給付費の増加に伴い上昇し、2070年代以降は現行制度と概ね同程度の水準で推移する見通しである。なお、どちらのケースの場合でも法定の保険料月額を下回ることはない。

1. 試算の前提

平成16年改正で導入された財政フレームにおいては、マクロ経済スライドの給付水準調整終了年度は、2段階で決定する方式となっている。具体的には、第1段階で第1号被保険者に係る国民年金の財政が均衡するまで基礎年金の給付水準を調整し、その基礎年金の水準を所与のものとして、第2段階で厚生年金の財政均衡をするまで、報酬比例部分の給付水準を調整する仕組みとなっている。

この仕組みでは、国民年金の財政が悪化して基礎年金の給付水準が低下すると、第2段階で1階の基礎年金に充てる財源が少なくて済むため、逆に2階の報酬比例部分の給付水準調整は少なくて済み、2階の報酬比例部分の給付水準が上昇する構造になっている。

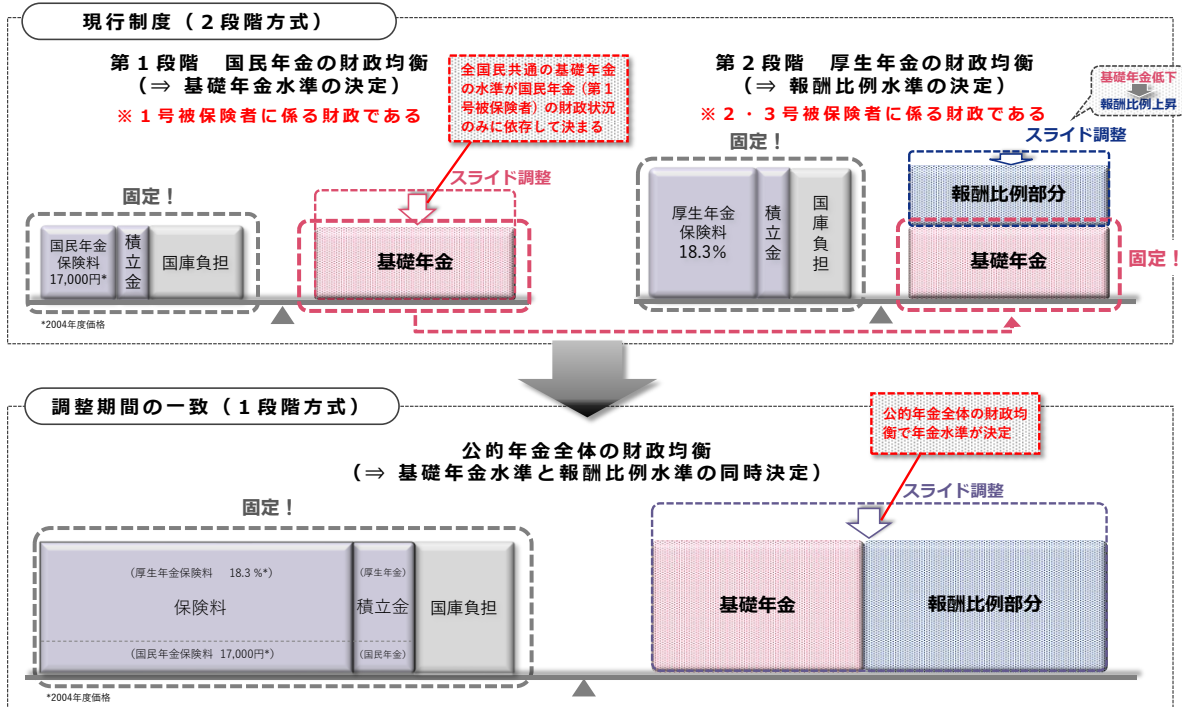
このような仕組みの中、デフレ経済が続いた一方で、年金額については名目下限措置があるため、マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の期間が長期化している。具体的には、基礎年金が定額給付であるため、デフレ経済下において、賃金水準が低下しても、2階の報酬比例部分の給付のような形での給付額の減少が生じない構造であったことが要因の1つとなっている。この基礎年金の給付調整の長期化は、将来において、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下するとともに、所得再分配機能も低下し、低所得層ほど年金額の低下が大きくなることを意味する。

こうした背景もあり、基礎年金のマクロ経済スライド調整を早期に終了させるため、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるよう、マクロ経済スライドによる給付水準調整終了年度を公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更した場合の試算を行っている。

なお、ここでは、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて、具体的な前提をおいていないが、調整期間を一致させるという前提を置く限りにおいては、拠出金の仕組みをどのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じである。

第4-4-1図 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。



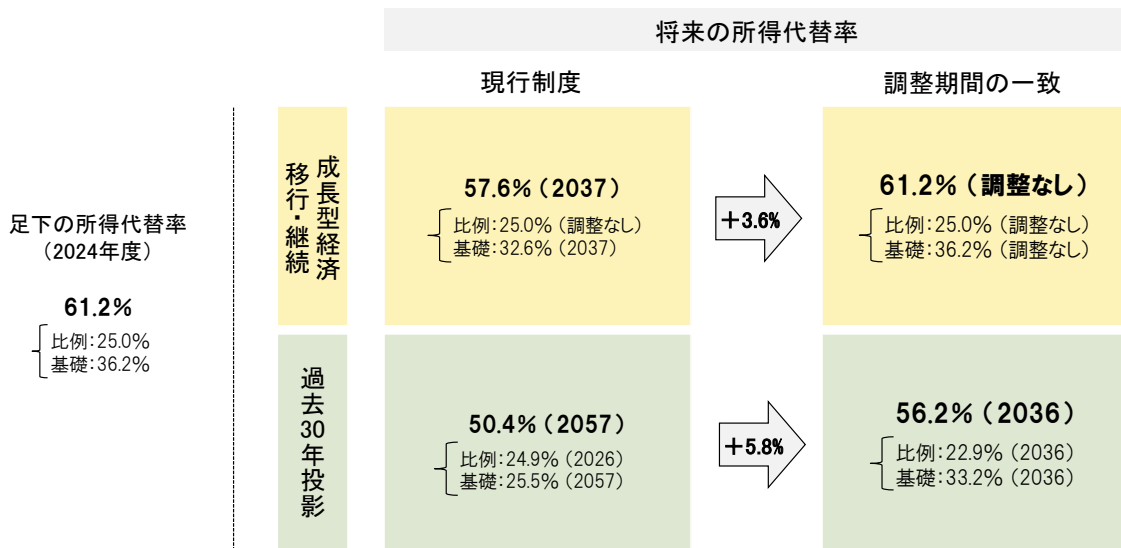
2. 試算結果と財政見通し

前述の前提の下で、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合に給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算した結果を第4-4-2図に示している。被用者年金の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位・死亡中位・外国人の入国超過数16.4万人）、経済前提は中庸な経済の成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケースの場を中心に解説する。

第4-4-2図 マクロ経済スライドの調整期間の一致の試算結果

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。
 なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



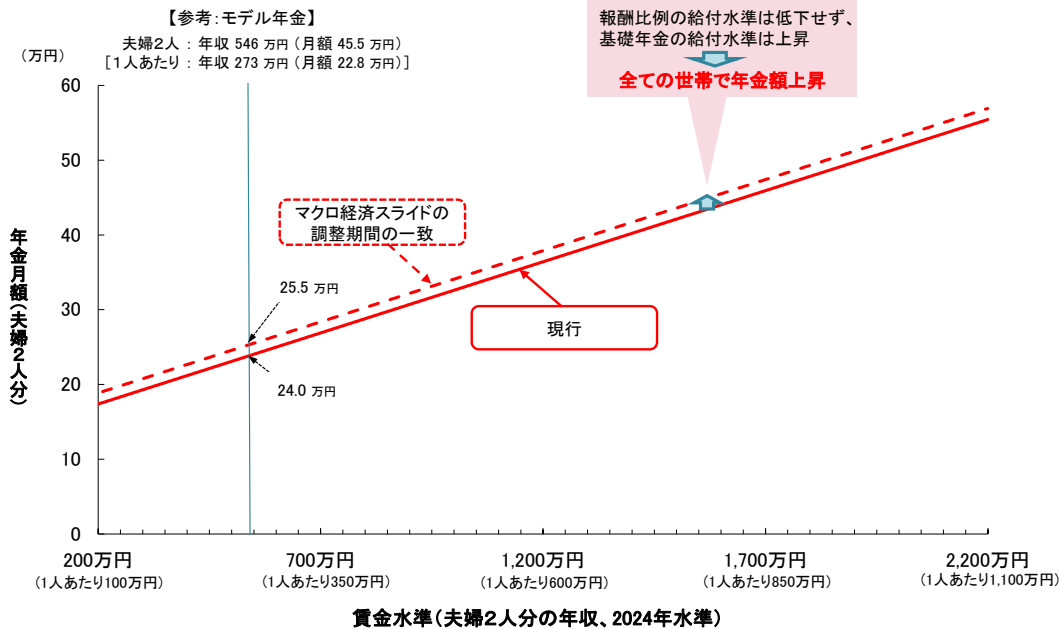
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

所得代替率は3.6~5.8%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。特に過去30年投影ケースでは、報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整終了は令和8(2026)年度から令和18(2036)年度へと10年間延長するものの、基礎年金のマクロ経済スライドの調整終了は令和39(2057)年度から令和18(2036)年度へと21年間短縮し、全体としてみれば調整期間は大幅に短縮している。また、調整終了後の所得代替率は、報酬比例部分は2.0%ポイント低下するものの、基礎年金は7.7%ポイント上昇し、全体としては現行制度の50.4%から56.2%へと大幅に上昇している。

マクロ経済スライドの調整期間の一致による年金額への影響を賃金水準別に示したものが第4-4-3図である。

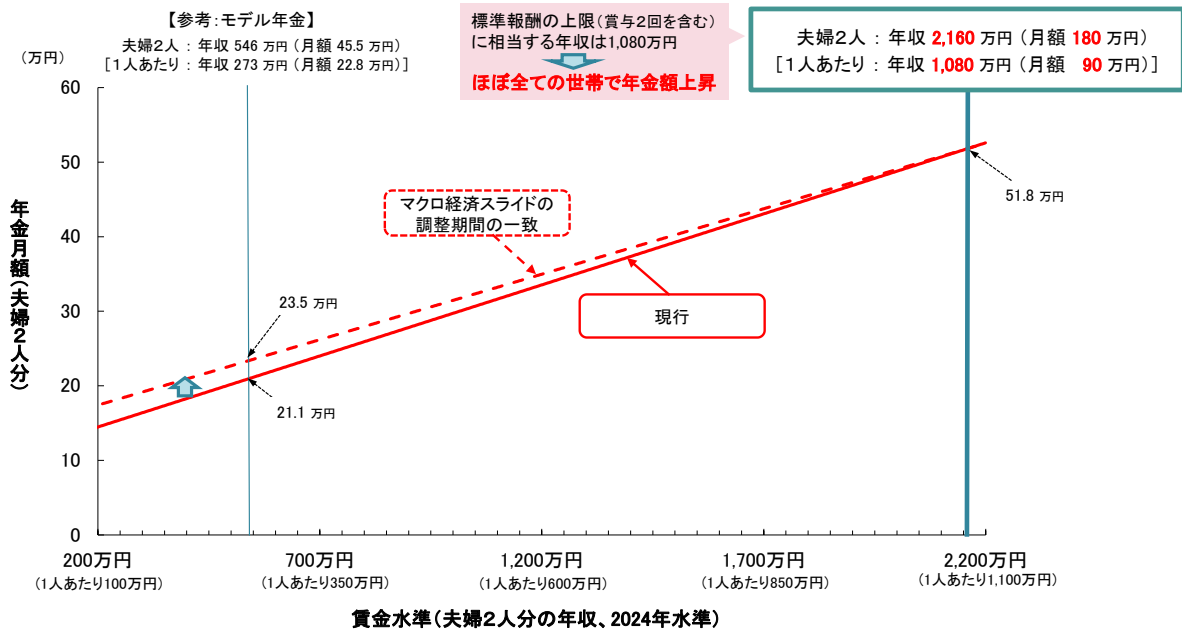
第4-4-3図 賃金水準別に見た調整期間の一致による年金額への影響

成長型経済移行・継続ケース：2037年度



注：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する可能性がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収(標準報酬ベース)約4.3億円(=1080万円×40年)を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。(2022年度末の厚生年金(共済分除く)の受給者に基づく試算)

調整終了後の給付水準を現行制度と比べると、調整期間の一致により基礎年金は上昇し、報酬比例部分は低下する。基礎年金は定額であるため、その上昇効果は賃金水準に関わらず一律であるが、報酬比例部分の低下による効果は賃金水準の高い者の方が大きい。したがって、一定の賃金水準を超えると、報酬比例部分の低下が基礎年金の上昇を上回り、基礎年金と報酬比例部分を合わせた年金水準は現行制度よりも低下することとなるが、その賃金水準を令和6(2024)年度価格に換算すると、過去30年投影ケースの場合で1人当たり年収1,080万円以上となる。この年収1,080万円は賞与が年2回支給される場合の標準報酬の上限に相当し、さらにこの基準は厚生年金に40年間加入した場合の平均賃金であるため、このような賃金水準の者はほとんど存在せず、令和4(2022)年度末の厚生年金受給者の中でこの水準に該当するのは0.1%未満となっている。また、成長型経済移行・継続ケースの場合は報酬比例部分の給付水準が低下せず、基礎年金の上昇効果のみとなるため、賃金水準に関わらず年金額が上昇する。

次に、マクロ経済スライドの調整期間の一致による将来の給付水準の上昇効果について解説する(第4-4-4図)。

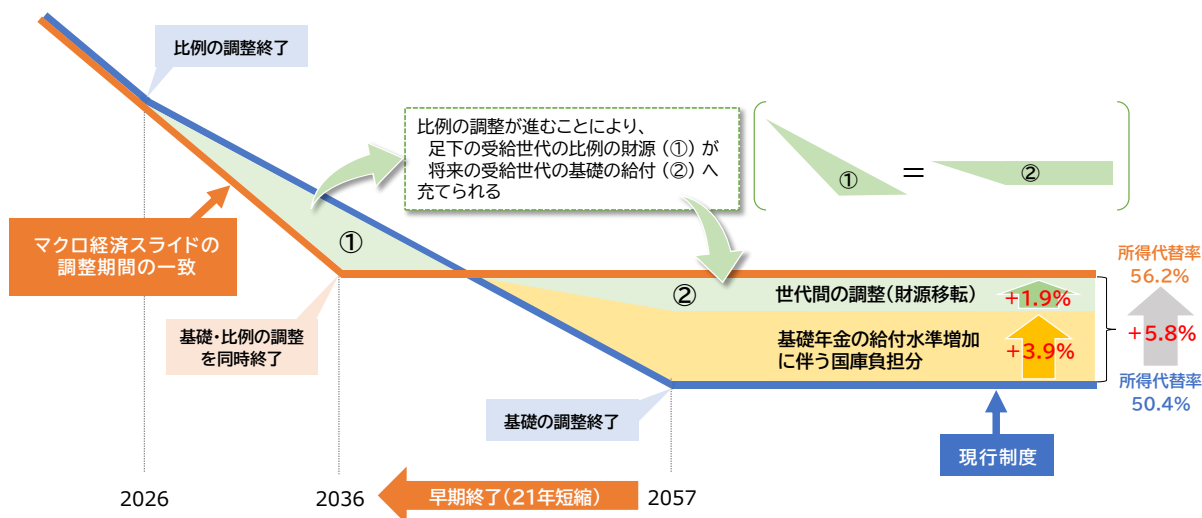
第4-4-4図 マクロ経済スライドの調整期間の一致による将来の給付水準の上昇効果

過去30年投影ケース

マクロ経済スライドの調整期間の一致により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。



マクロ経済スライドの調整期間の一致による調整終了後の所得代替率への影響を過去30年投影ケースの場合で要因分解すると、基礎年金が7.7%ポイント上昇、報酬比例部分が2.0%ポイント低下し、全体で5.8%ポイントの上昇となっている。基礎年金の上昇が大きいですが、基礎年金の2分の1は国庫負担で賄われていることから、上昇分の半分の3.9%ポイントは基礎年金水準の上昇に伴う国庫負担の増加により賄われるものである。つまり、公的年金全体で給付に充てられる財源が増加することにより給付水準が上昇していると言える。

国庫負担を除くと残りは保険料及び積立金で賄われる部分となるが、このオプション試算では保険料負担に関する変更がないため、財政均衡期間における保険料・積立金による財源は現行制度と同額となる。一方で、所得代替率への影響は基礎年金が国庫負担を除いても3.9%ポイント上昇しているのに対し、報酬比例部分の低下は2.0%ポイントであり、差し引きで1.9%ポイントの上昇となっている。これは報酬比例部分から基礎年金へ財源が移転されることによる効果であるが、全体で所得代替率が上昇しているのは、世代間で財源移転が行われるためである。つまり、報酬比例部分の調整の長期化により給付調整が進むことで、現行制度では足下の受給世代の報酬比例部分の給付に充てられていた財源が将来の受給世代の基礎年金給付に充てられることになるため、将来の受給世代の給付が充実し、調整終了後の所得代替率が上昇するというものである。

このように、調整期間の一致による年金水準の上昇の要因は基礎年金水準の上昇に伴う国庫負担の増加と、世代間の分配の調整による将来の受給世代への財源移転の2つに大きく分けられるが、国庫負担の増加については財源の確保をどう考えるかが課題となる。また、世代間の財源移転により将来の受給世代の給付水準は上昇する一方で、報酬比例部分の調整は現行制度よりも長期化することになるため、足下の受給世代の給付水準が現行制度よりも一時的に低下することとなる。この一時的な給付水準の低下についてどう考えるかということも、今後の制度改正を考える上で議論となる点である。

そこで、マクロ経済スライドの調整期間の一致による国庫負担の見通しの変化を令和6(2024)年度価格に換算して示したものが第4-4-5図である。

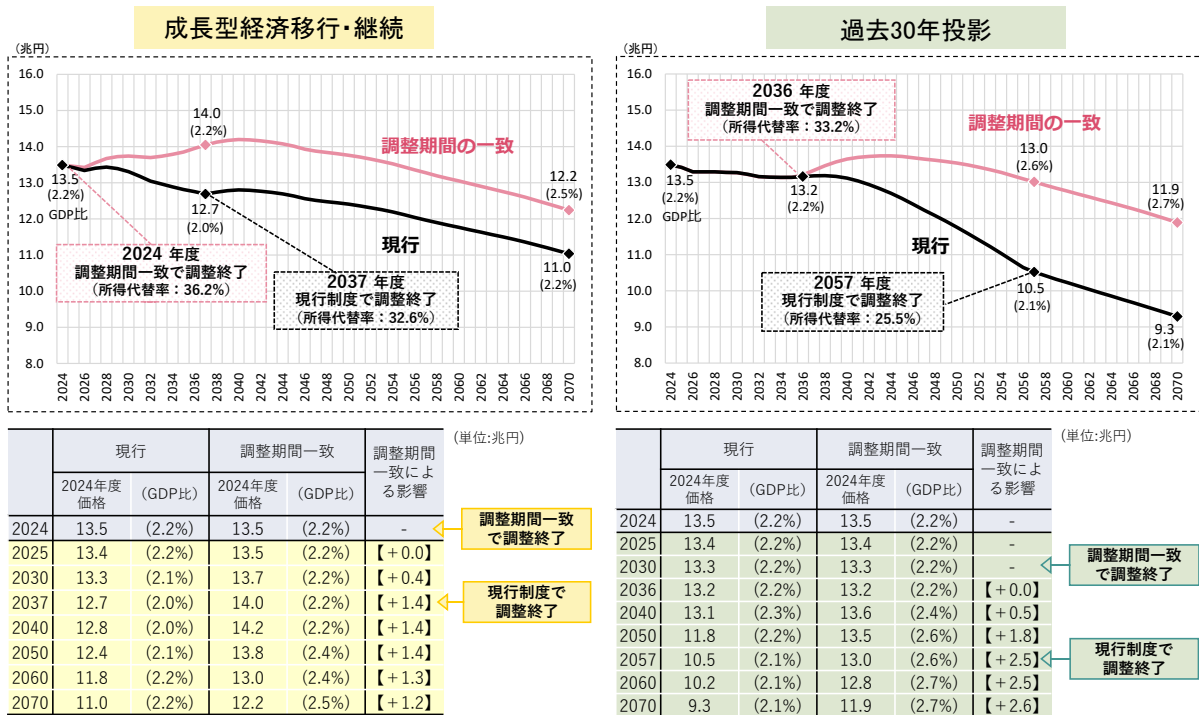
マクロ経済スライドの調整期間の一致による国庫負担の増加は、基礎年金の給付調整が現行制度よりも早期に終了し、基礎年金水準が上昇することによるものである。したがって、国庫負担はマクロ経済スライドが終了した後、緩やかに増加していくこととなる。

過去30年投影ケースでみると令和18(2036)年度の調整終了後に増加が始まり、その後、約20年かけて増加していき、現行制度において調整が終了する令和39(2057)年度以降に最大化する。令和39(2057)年度以降の規模を確認すると、国

庫負担は約 2.5 兆円程度増加する見通しとなっている。成長型経済移行・継続ケースの場合は足下から調整が不要になるため国庫負担は足下から増加を始め、現行制度において調整が終了する令和 19(2037)年度には約 1.4 兆円の増加となる見込みである。

また、GDP の推移については現行制度と変わらないものと仮定して、国庫負担の対 GDP 比を計算すると、現行制度では令和 52(2070)年度に 2.1~2.2%程度であり、令和 6(2024)年度の 2.2%と比較して概ね同水準となっているが、マクロ経済スライドの調整期間の一致をした場合は令和 52(2070)年度に 2.5~2.7%程度となり、足下と比較して上昇する見通しとなっている。

第 4-4-5 図 国庫負担の見通し（令和 6(2024)年度価格）
【マクロ経済スライドの調整期間の一致】



・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
 ・「所得代替率」は基礎年金 2 人分である。
 ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 ・()内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

第5節

適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、調整期間の一致の組み合わせ試算

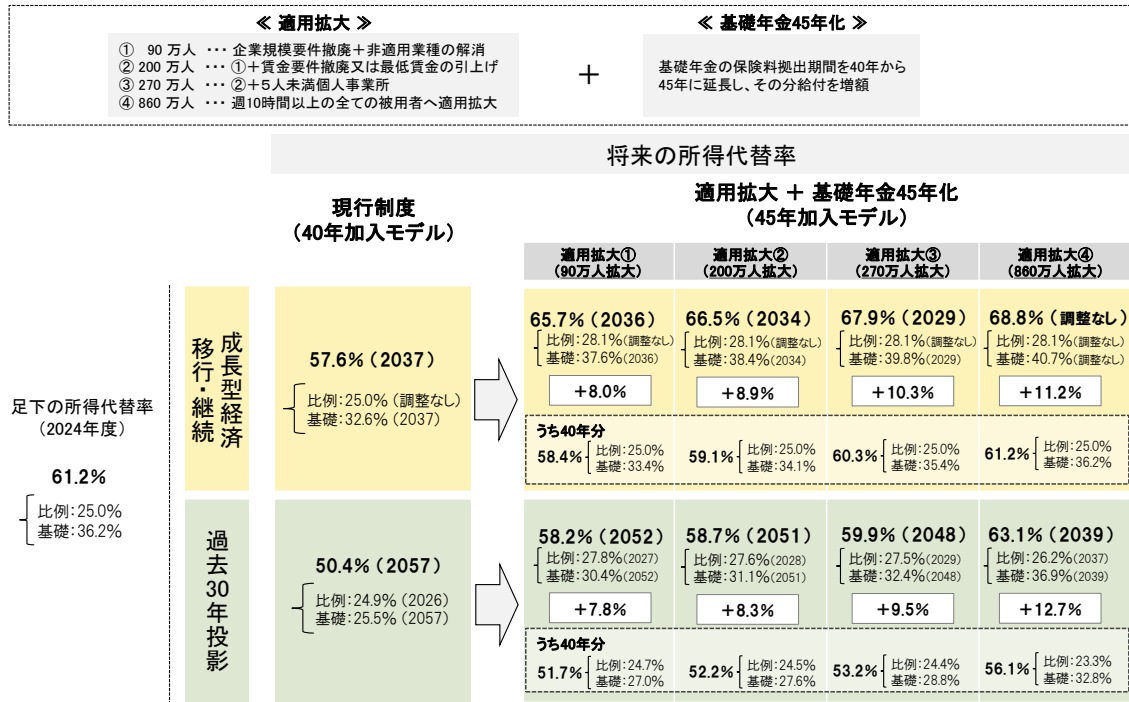
今回の財政検証では、前節までに紹介した適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額（基礎年金45年化）、マクロ経済スライドの調整期間の一致を組み合わせ実施した場合の試算も行った。

試算結果については、適用拡大と基礎年金拠出期間延長・給付増額を実施した場合が第4-5-1図、適用拡大とマクロ経済スライドの調整期間の一致を実施した場合が第4-5-2図、基礎年金拠出期間延長・給付増額マクロ経済スライドの調整期間の一致を実施した場合が第4-5-3図、適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致を全て実施した場合が第4-5-4図のとおりである。

これらの組み合わせ試算の結果をみると、基礎年金拠出期間延長・給付増額を併せて実施する場合の所得代替率は、組み合わせ前の各試算における所得代替率の概ね45/40倍になっているが、調整終了年度はほぼ変わらない結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、その分給付水準も上昇するが、一方で保険料収入増の影響もあることから給付調整終了年度に大きな変化はない、つまり、基礎年金拠出期間延長・給付増額自体には給付水準を改善する効果はあるものの、財政を改善させる効果はほとんどないことが、この組み合わせ試算の結果からも分かる。

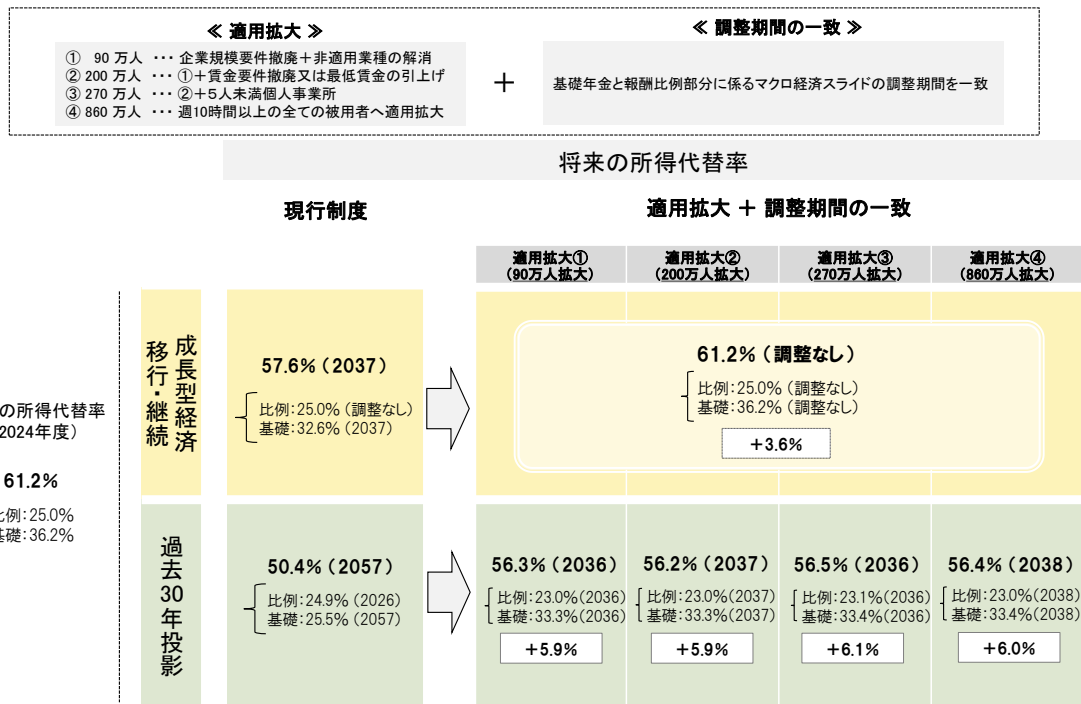
また、マクロ経済スライドの調整期間の一致を併せて実施する場合の所得代替率は、適用拡大④を除き、組み合わせ前の各試算における所得代替率と比べ大幅に改善し、報酬比例部分の調整終了年度が延長され、基礎年金の調整終了年度が大きく短縮する結果となっている。また、この組み合わせ試算の結果は、マクロ経済スライドの調整期間の一致を単体で実施した場合の結果とほとんど変わらない結果となっているが、これは、マクロ経済スライドの調整期間の一致を実施すると基礎年金の給付水準の大幅な改善が図られ、それ以外の制度改正効果を打ち消しているからである。なお、適用拡大④については変化が見られないが、これは、適用拡大による第1号被保険者数の減少に伴う第1号被保険者1人当たりの国民年金の積立金の増加によって給付水準を下支えする積立金効果と、マクロ経済スライドの調整期間の一致による基礎年金の給付水準の改善効果がほぼ同じとなっているためである。

第4-5-1図 適用拡大と基礎年金拠出期間延長・給付増額を行った場合における所得代替率への影響



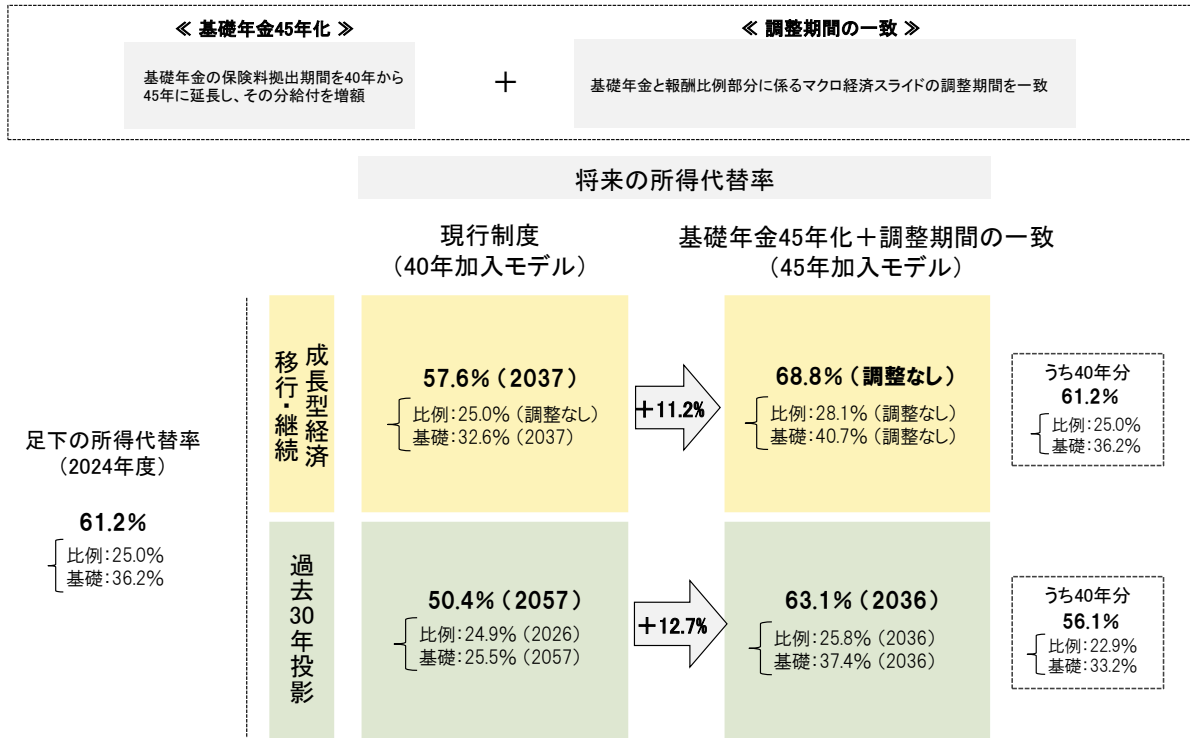
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4-5-2図 適用拡大とマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合における所得代替率への影響



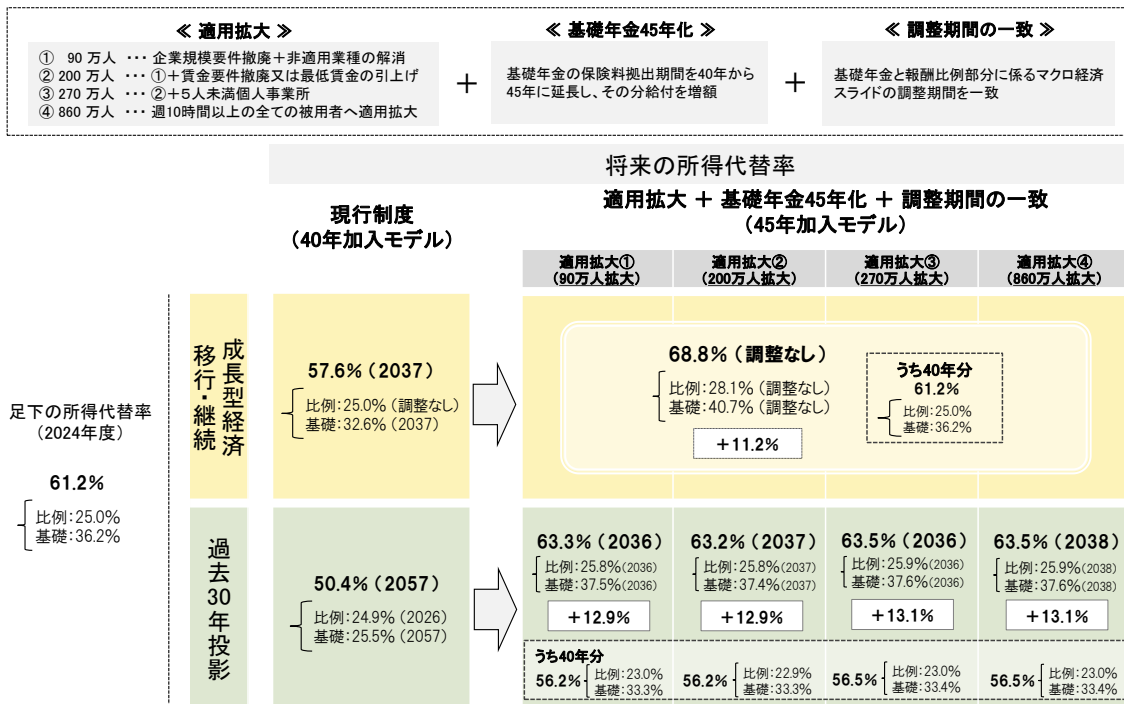
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4-5-3図 基礎年金拠出期間延長・給付増額とマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合における所得代替率への影響



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4-5-4図 適用拡大、基礎年金拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致の全てを行った場合における所得代替率への影響



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第6節

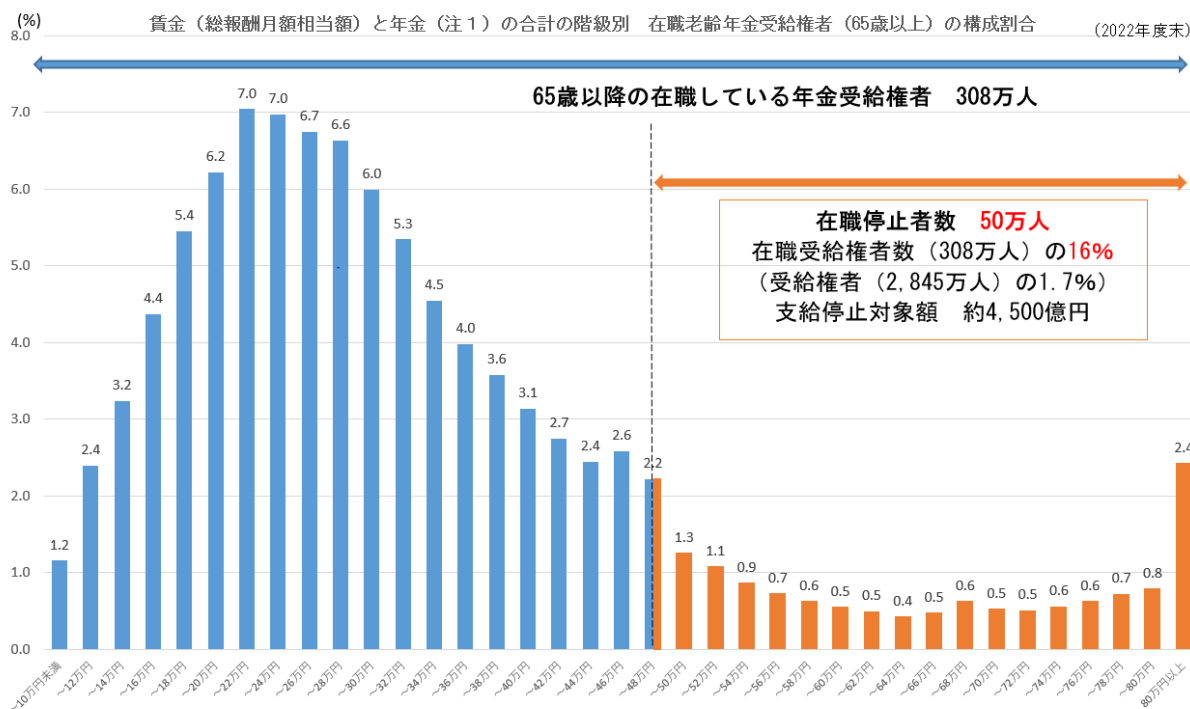
オプション④ 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

1. 試算の前提

平成12(2000)年の年金制度改正(平成12年年金改正法)において、就労して一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)が導入されたが、この仕組みを撤廃した場合の試算を行っている。

令和4(2022)年度末現在、在職老齢年金制度による支給停止の基準額は47万円となっているが、65歳以上の在職受給者約308万人のうち、在職支給停止者は約50万人(約16%)が在職老齢年金制度による支給停止の対象となっており、支給停止額は約4500億円となっている(第4-6-1図)。

第4-6-1図 65歳以上の在職老齢年金制度の状況



注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含まれていないため、基準額(47万円)(※2022年度の基準額)未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。
 注2 受給権者数及び在職停止者数は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止対象額には含まれている。
 (資料) 年金局調べ

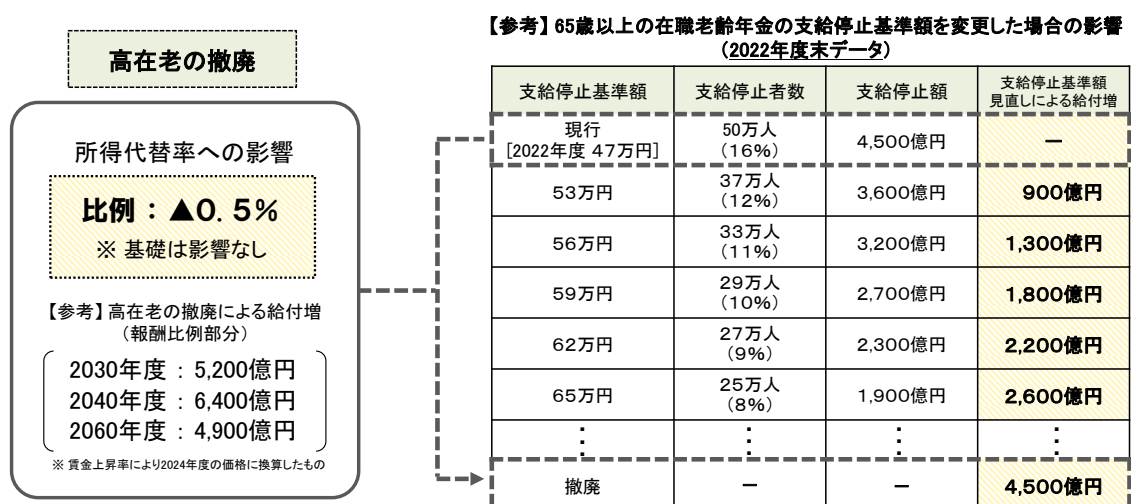
この在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直しを行うと、一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者の給付が増えることから、年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる調整を延長する必要がある。

今回のオプション試算では、在職老齢年金制度の見直しによる高齢者の就労の変化は見込んでいないため、被保険者の見通しは現行制度の場合と変わらないことを前提としている。また、施行年度については試算の便宜上、令和 9 (2027) 年度より実施するものと仮定している。

2. 試算の結果と財政見通し

65 歳以上の在職老齢年金制度を撤廃すると、一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者の報酬比例部分の給付は、令和 12 (2030) 年度に約 5200 億円、令和 22 (2040) 年度に約 6400 億円、令和 32 (2050) 年度に約 4900 億円増加する。また、将来の所得代替率は過去 30 年投影ケースにおいては 0.5%ポイント程度低下する見通しとなっており、働く年金受給者の給付が増加する一方で、将来の受給世代の給付水準が低下する結果となっている。なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となるため、この所得代替率への影響は報酬比例部分のみであり、基礎年金への影響はない (第 4-6-2 図)。

第 4-6-2 図 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直した場合の試算結果



注1：所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。過去30年投影ケースにおける給付水準調整後の所得代替率(比例)：[現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※()内は調整終了年度
 なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかららない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。
 注2：右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。
 注3：右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

過去 30 年投影ケースにおける報酬比例部分の所得代替率及びマクロ経済スライドの調整終了年度は、現行制度下においてはそれぞれ、24.9%、令和 8 (2026) 年度であるが、65 歳以上の在職老齢年金制度を撤廃する場合、所得代替率は 24.4%に低下し、給付調整終了年度は令和 11 (2029) 年度まで延長する見通しとなっている。

この見直しによる報酬比例部分の給付費への影響をみると、現行制度と比べ報酬比例部分のマクロ経済スライド調整が続く中、令和 9 (2027) 年度の施行に伴う老齢厚生年金の支給率の上昇により増加するものの、長期的にみれば、マクロ経済スライド調整が延長したことによる報酬比例部分の所得代替率の低下によって、報酬比例部分の給付費は減少する見通しとなっている（第 4 - 6 - 3 図）。

第 4 - 6 - 3 図 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直しによる
報酬比例部分の給付費への影響

年度	報酬比例部分の給付費(兆円)			(参考)報酬比例部分の所得代替率(%)	
	高在老撤廃①	現行制度②	差分(①-②)	高在老撤廃①	現行制度②
2024	30.0	30.0	0.0	25.0	25.0
2025	30.6	30.6	0.0	24.9	24.9
2026	30.8	30.8	▲ 0.1	24.8	24.9
2027	31.3	31.3	▲ 0.0	24.7	24.9
2028	31.8	31.7	0.1	24.5	24.9
2029	32.2	32.2	0.0	24.4	24.9
2030	32.7	32.6	0.0	24.4	24.9
2040	39.0	38.8	0.1	24.4	24.9
2050	43.5	43.5	0.0	24.4	24.9
2060	47.1	47.1	▲ 0.1	24.4	24.9
2070	50.9	51.0	▲ 0.1	24.4	24.9
2080	54.3	54.4	▲ 0.1	24.4	24.9
2090	56.2	56.3	▲ 0.1	24.4	24.9
2100	57.4	57.5	▲ 0.1	24.4	24.9
2110	58.6	58.8	▲ 0.1	24.4	24.9
2120	59.5	59.7	▲ 0.1	24.4	24.9

(注1)人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人)

(注2)高在老撤廃は、65歳以上の在職老齢年金制度を撤廃した場合の財政見通しの結果である。

(注3)報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整終了年度は、現行制度で2026年度、高在老撤廃で2029年度となっている。

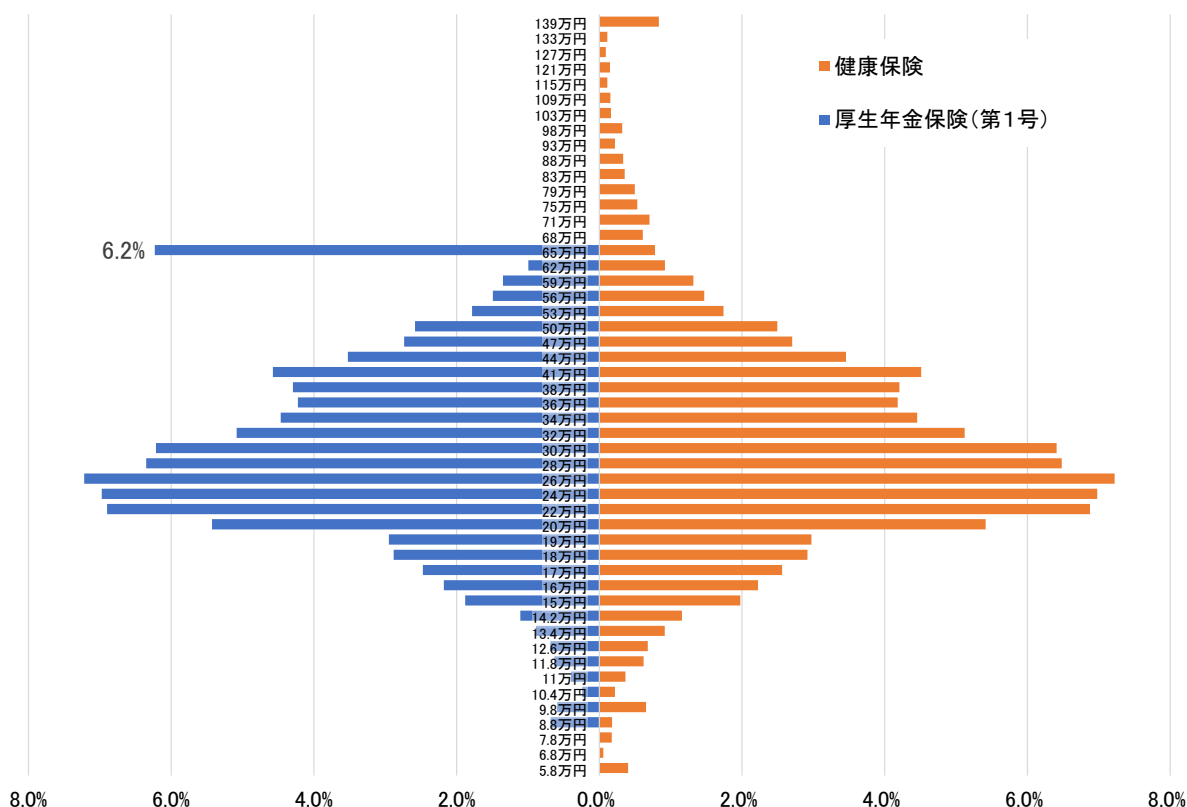
なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

1. 試算の前提

各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額が2倍に相当する額が標準報酬月額上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で新たな上限を追加することが可能であるとされている。この改定ルールに基づき、令和2(2020)年に標準報酬月額上限が65万円に引き上げられている。

この厚生年金の標準報酬月額上限について、被保険者に占める標準報酬月額上限に該当する者の割合をみると、令和4(2022)年度時点で厚生年金保険第1号被保険者の約6.2%となっている(第4-7-1図)。

第4-7-1図 標準報酬月額階級分布



(資料)厚生年金保険(第1号)は、年金局調べ(2022年度末時点)、健康保険は、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」に基づき作成。

今回のオプション試算では、上限該当者の割合を① 75 万円（上限該当者の割合 4 %相当）、② 83 万円（上限該当者の割合 3 %相当）、③ 98 万円（上限該当者の割合 2 %相当）に見直した場合の試算を行っている。この上限該当者の割合は、厚生年金保険第 1 号被保険者の標準報酬月額上限 65 万円に該当している約 259 万人について、健康保険・船員保険被保険者実態調査（令和 4 年 10 月）の標準報酬月額階級分布をもとに標準報酬月額 68 万円以上の階級に按分することで、各標準報酬月額上限に該当する者の人数を推計し算出している。

本オプション試算では、年金財政に与える影響をみる観点から、経済の前提は過去 30 年投影ケース、人口の前提は出生低位の場合で実施しており、また、施行年度については試算便宜上、令和 9 (2027) 年度より実施するものと仮定している。なお、人口の前提を中位推計としていない理由は、現行制度の下では、報酬比例部分に掛かるマクロ経済スライドによる調整期間が短い見通しとなっており、制度改正による所得代替率への影響を計測することが困難なためである。

2. 試算の結果と財政見通し

標準報酬月額の上限該当者については、負担能力に比べ保険料負担が比較的少なくなっている一方、年金給付についても本来の賃金水準と比べて低い水準になっている。標準報酬月額の上限を引き上げた場合、標準報酬月額が増加するため厚生年金保険料が増加するが、給付については、基礎年金額は変わらず、報酬比例年金額のみ増加する。加えて、厚生年金の保険料収入の増加が給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加するため、厚生年金財政は改善し、厚生年金受給者全体の将来の給付水準も上昇する（第 4 - 7 - 2 図）。

標準報酬月額上限の引上げは報酬比例部分の給付や厚生年金の保険料収入に影響するものであるため、基礎年金の給付水準には影響を与えない。

試算結果をみると、①標準報酬月額の上限該当者の割合が 4 %相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月 0.9 万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は 10 年間該当した場合で報酬比例年金が年 6.1 万円増加する。これに加え、全体の給付水準については、報酬比例部分の所得代替率が 0.2%ポイント上昇（マクロ経済スライドによる給付調整終了年度は 1 年短縮）する。

②標準報酬月額の上限該当者の割合が 3 %相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月 1.6 万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は 10 年間該当した場合で報酬比例年金が年 11.0 万円増加し、報酬比例部分の所得代替率

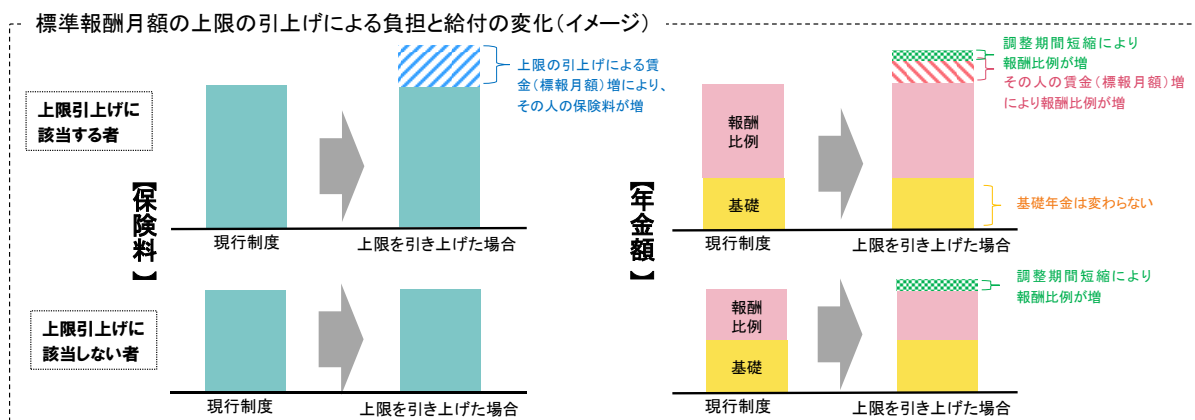
は0.4%ポイント上昇（マクロ経済スライドによる給付調整終了年度は1年短縮）する。

③標準報酬月額の上限該当者の割合が2%相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月3.0万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は10年間該当した場合で報酬比例年金が年20.1万円増加し、報酬比例部分の所得代替率は0.5%ポイント上昇（マクロ経済スライドによる給付調整終了年度は2年短縮）する見通しとなっている（第4-7-2図、第4-7-3図、第4-7-4図）。

このように、高所得者の負担増により低所得者も含めた全体の給付水準が上昇することから、標準報酬月額上限の引上げには、所得再分配機能を強化する効果があるとも言える。

なお、過去30年投影ケースで出生中位を前提とした場合や、成長型経済移行・継続ケースなどにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の調整が行われ（又は調整期間が短い）見通しとなるため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第4-7-2図 標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化



標準報酬月額上限の引上げによる負担と給付の変化

加入期間	標準報酬月額上限					
	75万円		83万円		98万円	
	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担 (本人負担分)	老齢厚生年金
10年	0.9万円/月増	6.1万円/年増 (終身)	1.6万円/月増	11.0万円/年増 (終身)	3.0万円/月増	20.1万円/年増 (終身)
20年		12.2万円/年増 (終身)		21.9万円/年増 (終身)		40.2万円/年増 (終身)

注1: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、加入期間中、各々の標準報酬月額上限が適用されたと仮定し、現行の標準報酬月額上限である65万円が適用されていた場合との差額を試算している。

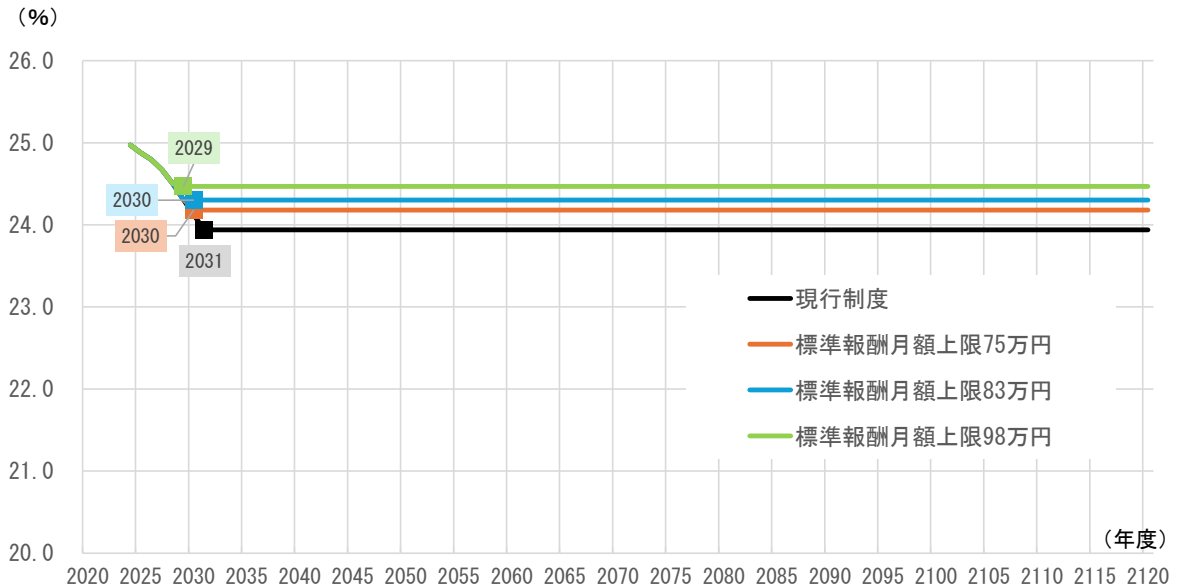
注2: 老齢厚生年金の額は、令和6年度の年金額をもとに試算したもの。(実際には、年金額は毎年度改定される。)

第4-7-3図 標準報酬月額上限設定のルールの見直した場合の試算結果

標準報酬月額上限	上限該当者数 (注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額 (注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響 (注3)	<参考> 上限該当者に係る (注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例	
現行 65万円	259万人 (6.2%)	-	-		
上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし		6.1万円/年 (終身)
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし		11.0万円/年 (終身)
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし	20.1万円/年 (終身)	

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。
 注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。
 注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度【現行】23.9%(2031年度) → 【上限の見直し①: 75万円】24.2%(2030年度)、【上限の見直し②: 83万円】24.3%(2030年度)、【上限の見直し③: 98万円】24.5%(2029年度)なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がからない(又は調整期間が短い)見直しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。
 注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

第4-7-4図 報酬月額上限を見直した場合の報酬比例部分の所得代替率の推移



(注1) 人口の前提(出生低位)、経済の前提(過去30年投影ケース) 機械的に調整を進めた場合の試算
 (注2) 図中の四角は、給付水準調整の終了年度を示している。

第8節

参考試算等

1. 参考試算（マクロ経済スライド調整の仕組みの見直し効果）

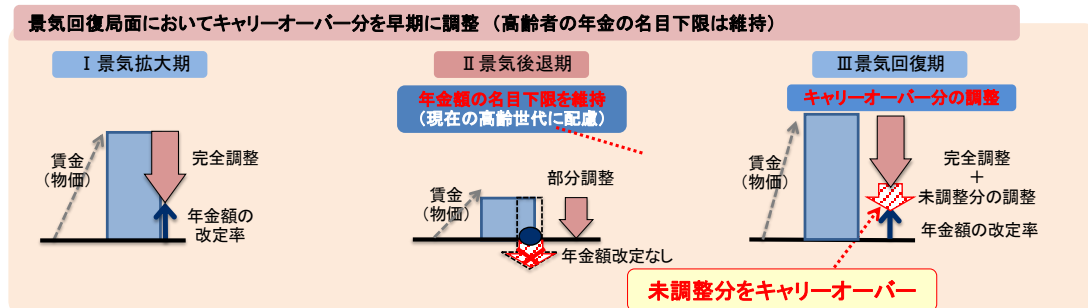
（1）試算の前提

マクロ経済スライドについては、年金の名目額を維持するところまでしか給付水準調整を行わない措置（名目下限措置）がとられたために、発動に当たってデフレ経済の影響を受けていくこととなった。

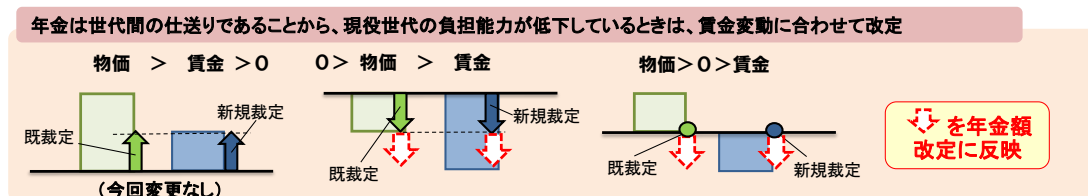
今回のオプション試算では、参考試算としてこの名目下限措置が無いと仮定した場合の影響を試算している。併せて、平成28年年金改正法で成立した年金額改定ルールの見直しの1つであるマクロ経済スライド調整の未調整分を翌年度以降の年金額に反映する仕組み（キャリアオーバー）の効果も参考に検証している（第4-8-1図）。

第4-8-1図 平成28年改正法による年金額の改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）



なおキャリアオーバーによる効果の試算については、他のオプション試算のように一定の制度改正を仮定した試算とは異なり、既に組み込まれている制度の効果測定するものである。

参考試算における経済前提は、その効果をみるため第3章第4節で紹介した経

済変動を仮定したものとなっている（第4-8-2図）。

第4-8-2図では、現行制度において経済変動を仮定した場合の調整終了後の所得代替率も示している。経済変動がある場合の調整終了後の所得代替率は、経済変動がない場合と比べ若干ではあるが上昇している。これは、経済変動により年金財政にプラスの影響を与える要素とマイナスの影響を与える要素があり、それらの影響から生じた結果である。

・プラスの要素

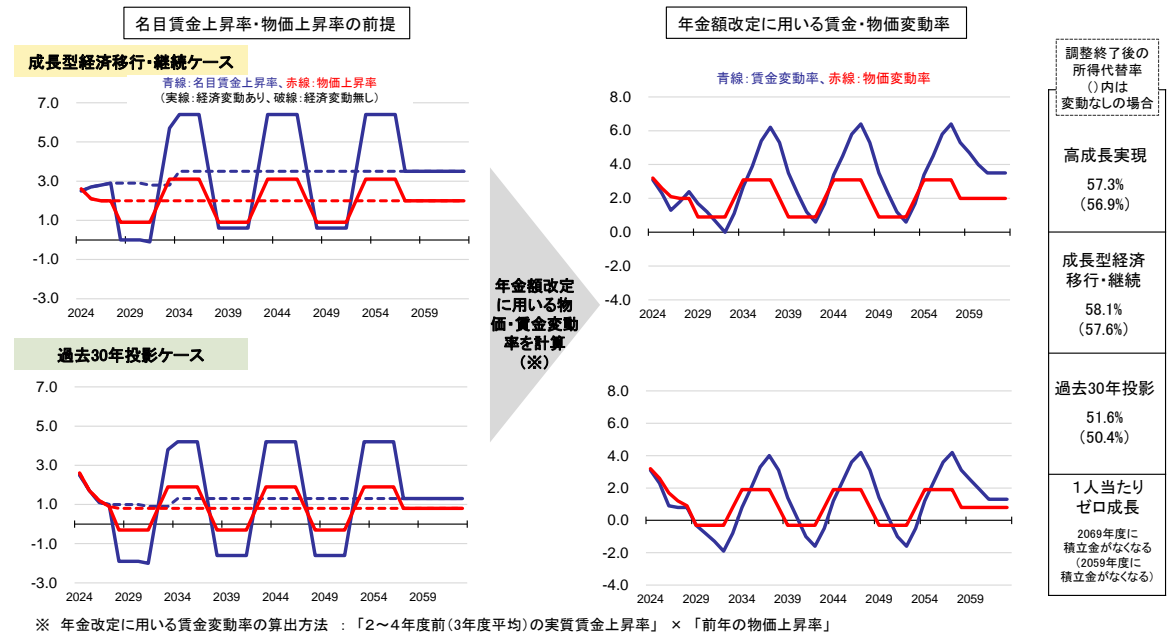
経済変動があることにより、変動がない場合と比べ賃金変動率や物価変動率が高くなる年度においてマクロ経済スライドによる給付水準調整が可能になることや、賃金変動率<物価変動率となる年度が生じ既裁定者の年金改定率が変動なしに比べ抑えられることによるもの。この効果は、低成長の場合に影響が大きい。

・マイナスの要素

経済変動があることにより、変動がない場合と比べ賃金変動率や物価変動率が小さく又はマイナスとなることで、マクロ経済スライドの名目下限による調整の遅れが起きることによるもの。

第4-8-2図 経済変動を仮定した名目賃金・物価変動率の仮定

- 令和6(2024)年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
 - 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、平成28年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みの効果が生じる状況となる。
- (注) 経済変動は2028年度～2057年度の30年間(周期3回)生じるものとする。



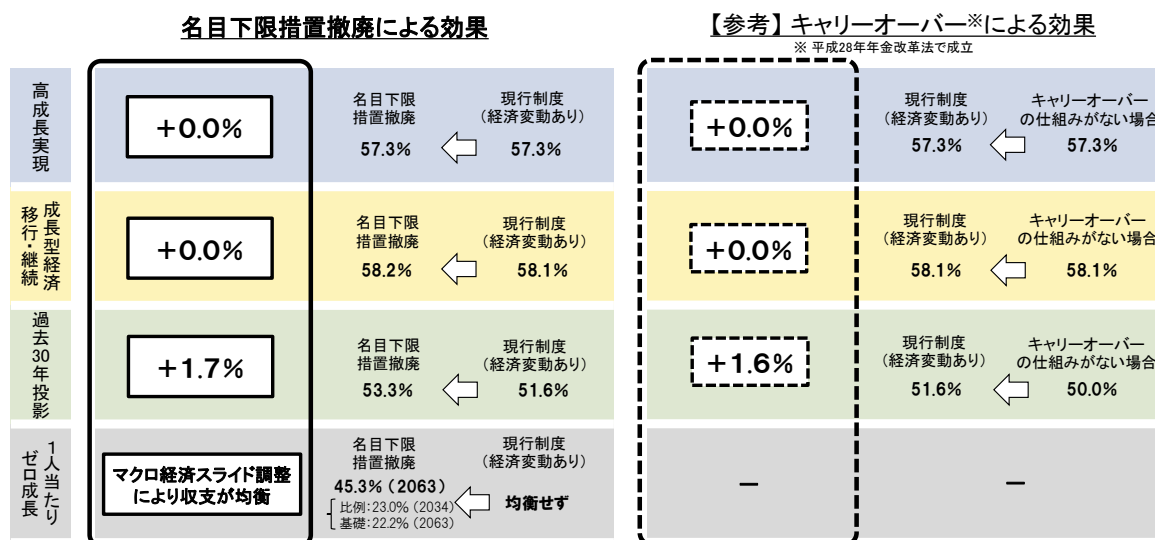
(2) 試算結果

名目下限措置を撤廃した場合、所得代替率にプラスの効果があり、特に経済が低成長である過去30年投影ケースや1人当たりゼロ成長ケースでその効果が大きい結果となっている。一方、高成長実現ケースや成長型経済移行・継続ケースの場合、実質賃金上昇率や物価上昇率が十分高く、経済変動を仮定したとしても、マクロ経済スライドによる調整が十分効果を発揮し、名目下限措置の撤廃による効果はほとんどみられない(第4-8-3図)。

これは、過去30年投影ケースでは令和16(2034)年度以降の長期の実質賃金上昇率の仮定が0.5%、物価上昇率の仮定が0.8%と低いため、現行制度の下ではマクロ経済スライドによる調整が十分効果を発揮できず、マクロ経済スライドの未調整分が生じているが、名目下限措置を撤廃する場合、第4-8-4図のとおり、マクロ経済スライドによる調整が早期に進むことから、将来世代の給付水準が上昇するとともに所得代替率が改善するためである。

また、平成28年年金改正法により導入されたキャリアオーバーの仕組みが無かった場合、マクロ経済スライドによる調整が十分効果を発揮できずマクロ経済スライドの未調整分が生じている過去30年投影ケースでは、所得代替率が低下する結果となっており、改めて平成28年年金制度改正の見直しの意義が再確認できるような結果となっている。

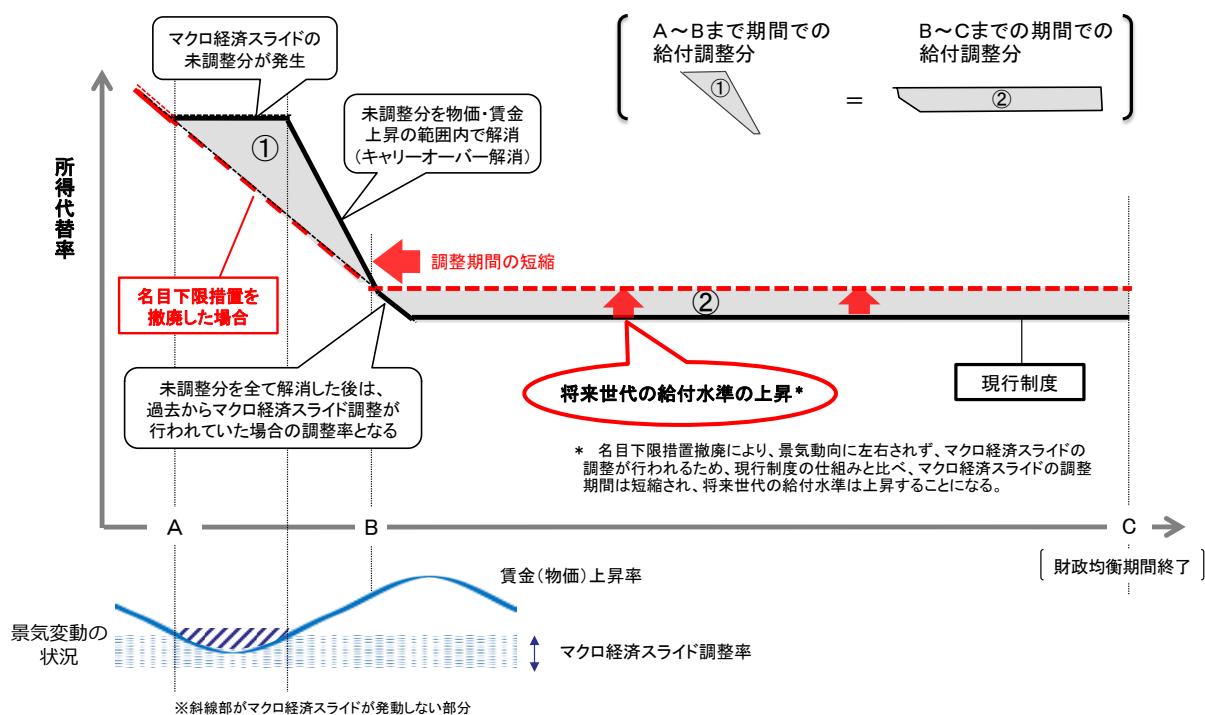
第4-8-3図 マクロ経済スライド調整の仕組みを見直した場合の効果



注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4-8-4図 名目下限措置撤廃による効果イメージ

○ 景気変動の状況によらず、マクロ経済スライドを発動すると、将来世代の給付水準が上昇する。



2. 就労延長と受給開始時期の繰り下げ効果

(1) 就労延長と受給開始時期の繰り下げ

ここでは個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことにより給付水準がどう変化するかについてのミクロ試算を行っている。

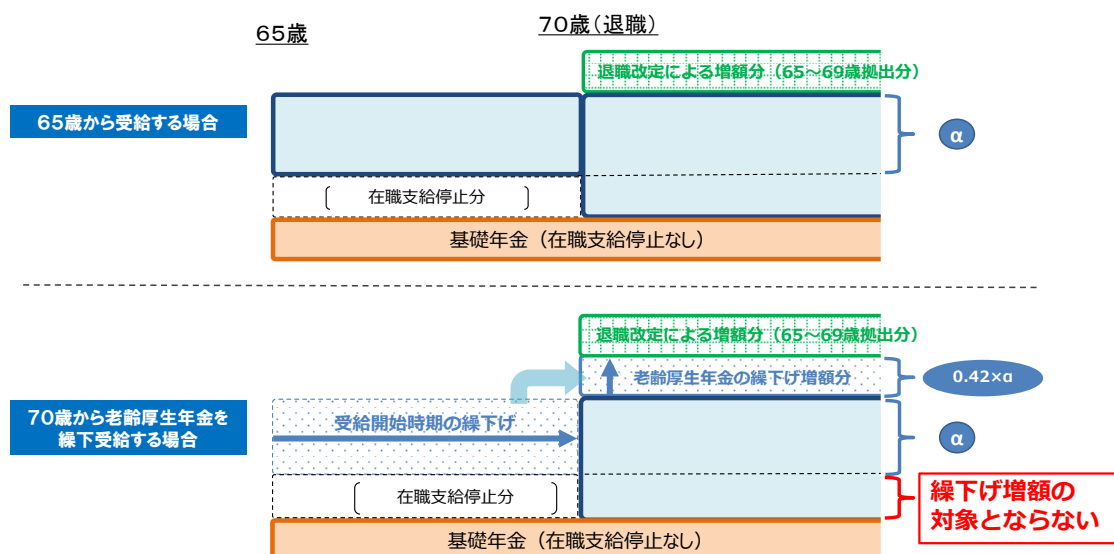
具体的には、最長で75歳までの繰下げ（月0.7%の繰下増額率を適用）、厚生年金保険被保険者の加入可能年齢は70歳までと仮定した上で、繰り下げ時期や就労期間の長さによって年金額がどのように変化するかを試算している。

また、65歳以降の賃金については、モデル年金における賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しており、年金額の一部は在職老齢年金制度による支給停止がかかり、支給停止されない部分についてのみ繰下げ増額されることになる（第4-8-5図）。

モデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）における在職老齢年金制度による支給停止は、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割となっており、この支給停止分を除いて繰下の増額分を計算している。

第4-8-5図 在職支給停止と繰下げ受給の関係

70歳まで厚生年金加入で就労し、年金の一部が在職支給停止される場合のイメージ



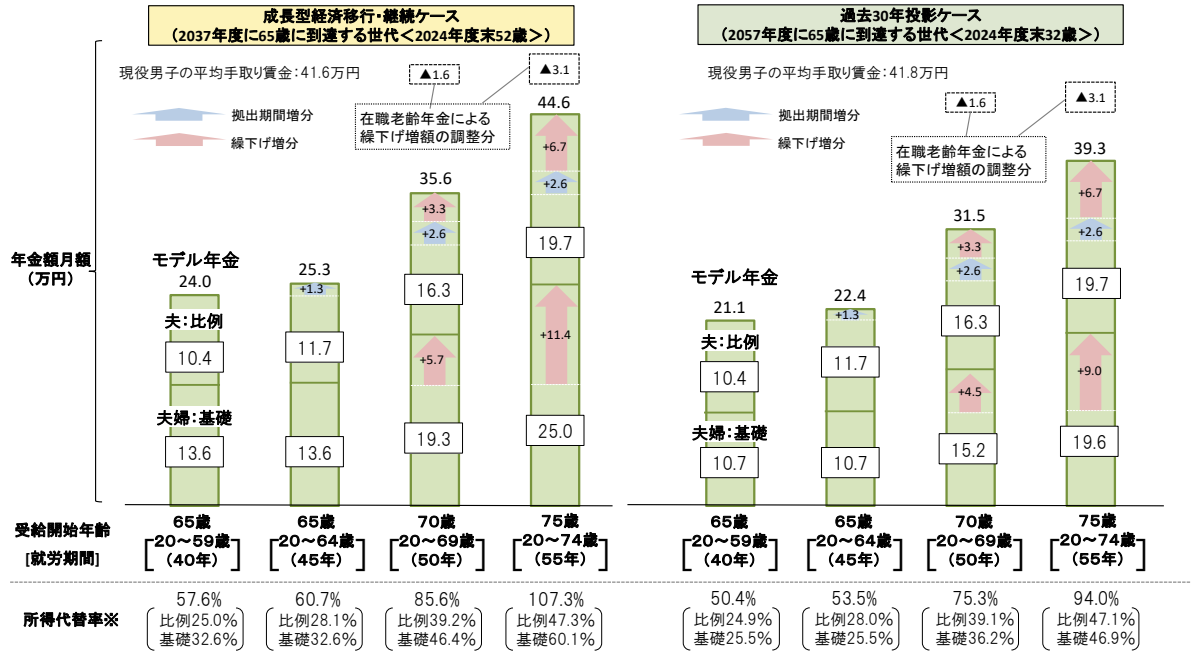
(注1) 在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が50万円(2024年度)を上回る場合に限って行われる(支給停止額は合計額から50万円を差し引いた額の半額)。
 (注2) 在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額はない。

試算結果をみると、例えば、成長型経済移行・継続ケースでは、マクロ経済スライドによる給付調整は令和19(2037)年度に終了するが、この調整終了年度時点で65歳に到達する世代(令和6(2024)年度末に52歳の世代)について、65歳で受給する場合、20~59歳まで40年間の就労を仮定しているモデル年金の所得代替率は57.6%(比例:25.0%、基礎:32.6%)であるが、20~64歳まで45年間の就労を仮定した場合、60.7%(比例:28.1%、基礎:32.6%)となり、60歳から64歳までの5年間、厚生年金保険に加入した期間の保険料拠出期間分の増加が反映される。また、就労延長し受給開始時期を繰り下げて、70歳又は75歳から受給する場合の所得代替率は、それぞれ、85.6%(比例:39.2%、基礎:46.4%)、107.3%(比例:47.3%、基礎:60.1%)と大きく上昇する。75歳から受給する場合の所得代替率を計算する上では、厚生年金保険の加入可能年齢が70歳までとされていることから、70歳以降の就労による保険料拠出期間分の増加はなく、繰下げによる増加分が反映させている。

また、高成長実現ケースや過去30年投影ケースにおいても同様の結果が得られており、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていく中で、繰下げ受給や就労期間を延ばすことは給付水準を確保する上で有効な選択肢となっていることが分かる(第4-8-6図、第4-8-7表)。

第4-8-6図 就労延長し受給開始時期を繰り下げた場合の年金水準

(現行制度：マクロ経済スライド調整終了年度に65歳に到達する世代)



※所得代替率は、65歳時点における現役男子の平均手取り賃金に対する年金額(実質)の比率
 注1: 年金額は物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。
 注3: モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となるとして試算。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)

第4-8-7表 就労延長と受給開始時期の選択による所得代替率への影響

		就労延長し受給開始時期を繰り下げた場合の年金水準										
		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
高成長実現	所得代替率	60.0%	64.9%	69.9%	74.8%	79.7%	84.6%	88.9%	93.2%	97.5%	101.7%	106.0%
	(比例)	(28.1%)	(30.3%)	(32.6%)	(34.8%)	(37.0%)	(39.2%)	(40.8%)	(42.4%)	(44.1%)	(45.7%)	(47.3%)
	(基礎)	(31.9%)	(34.6%)	(37.3%)	(40.0%)	(42.7%)	(45.4%)	(48.0%)	(50.7%)	(53.4%)	(56.1%)	(58.8%)
	モデル年金	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%	56.9%
	繰下げ増分	-	4.3%	8.6%	12.9%	17.2%	21.4%	25.7%	30.0%	34.3%	38.6%	42.9%
成長型経済移行・継続	所得代替率	60.7%	65.7%	70.7%	75.7%	80.6%	85.6%	89.9%	94.3%	98.6%	103.0%	107.3%
	(比例)	(28.1%)	(30.3%)	(32.6%)	(34.8%)	(37.0%)	(39.2%)	(40.8%)	(42.4%)	(44.1%)	(45.7%)	(47.3%)
	(基礎)	(32.6%)	(35.4%)	(38.1%)	(40.8%)	(43.6%)	(46.4%)	(49.1%)	(51.8%)	(54.6%)	(57.3%)	(60.1%)
	モデル年金	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%	57.6%
	繰下げ増分	-	4.3%	8.7%	13.0%	17.4%	21.7%	26.1%	30.4%	34.8%	39.1%	43.5%
過去30年投影	所得代替率	53.5%	57.9%	62.2%	66.6%	71.0%	75.3%	79.1%	82.8%	86.5%	90.3%	94.0%
	(比例)	(28.0%)	(30.2%)	(32.4%)	(34.6%)	(36.9%)	(39.1%)	(40.7%)	(42.3%)	(43.9%)	(45.5%)	(47.1%)
	(基礎)	(25.5%)	(27.7%)	(29.8%)	(31.9%)	(34.1%)	(36.2%)	(38.4%)	(40.5%)	(42.7%)	(44.8%)	(46.9%)
	モデル年金	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%	50.4%
	繰下げ増分	-	3.7%	7.5%	11.2%	15.0%	18.7%	22.5%	26.2%	29.9%	33.7%	37.4%

※所得代替率は、65歳時点における現役男子の平均手取り賃金に対する年金額(実質)の比率
 注1: 年金額は物価上昇率で2024(令和6)年度に割り戻した実質額である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。
 注3: モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となるとして試算。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)
 注4: 高成長実現ケースでは2039年度に65歳に到達する世代、成長型経済移行・継続ケースでは2037年度に65歳に到達する世代、過去30年投影ケースでは2057年度に65歳に到達する世代をみたもの。

(2) 足下と同じ所得代替率を確保できる受給開始時期

公的年金制度においては、マクロ経済スライドによる給付水準調整に伴い、将来の所得代替率は足下（令和6（2024）年度に65歳の者）の61.2%から低下していく見通しとなっている。

しかし、(1)で解説したように、40年を超えて就労し、それに伴い受給開始時期の繰下げを選択すれば、その分給付水準が増加することとなるため、就労期間を延長することにより将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となる。

ここでは、過去30年投影ケースについて、現行制度を前提として20歳から何歳まで就労すれば、足下の所得代替率61.2%を維持することができるかを生年度別に示した。なお、就労引退時期が65歳以降となる場合は、就労引退時期から受給開始するものとし、65歳から受給開始までの間は繰下げを行うものとし、また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算している。

試算結果をみると、令和6（2024）年度に65歳である昭和34（1959）年度生まれの者については、40年の就労期間で所得代替率61.2%の水準の年金を受給し、平均受給期間は22年7月となっている一方、同年度に20歳である平成16（2004）年度生まれの者については、マクロ経済スライドにより50.4%の水準に低下するものの、平均余命について3年程度の伸長が見込まれることから、平均受給期間は25年9月となっている。

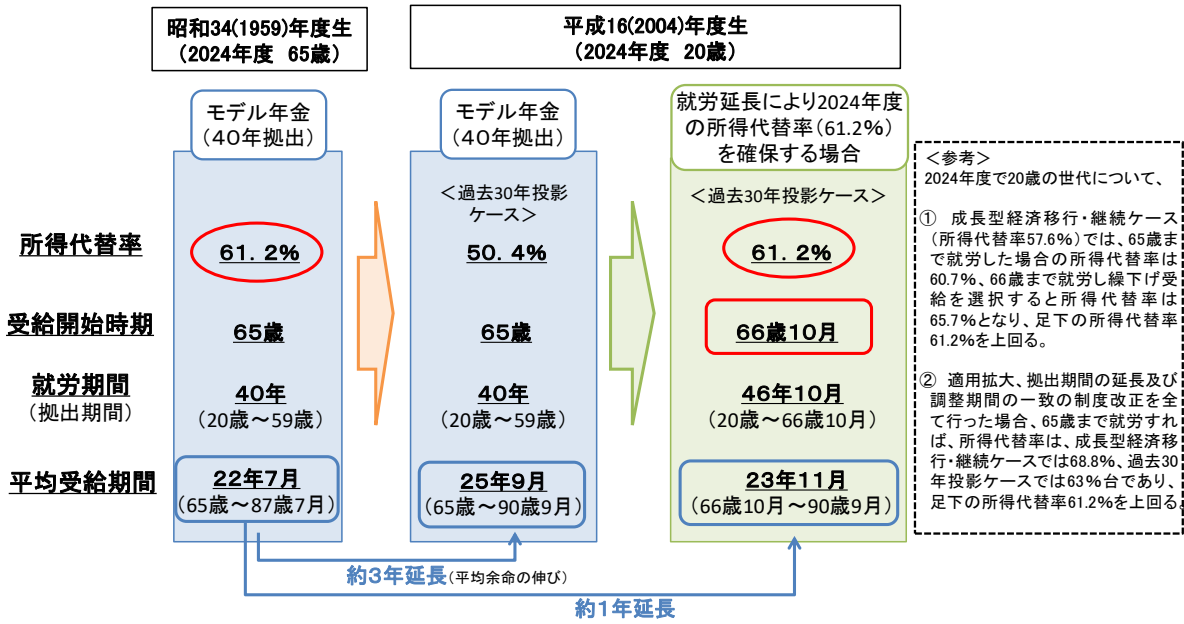
また、平成16（2004）年度生まれの者については、就労延長や繰下げ受給をすることにより、66歳10月から受給開始することで、足下の所得代替率61.2%の水準を確保することが可能となり、そのときの平均受給期間は23年11月と昭和34（1959）年度生まれの者よりも長い受給期間となっている。

なお、成長型経済移行・継続ケース（所得代替率57.6%）では、65歳まで就労した場合の所得代替率は60.7%、66歳まで就労し繰下げ受給を選択すると所得代替率は65.7%と、足下の所得代替率61.2%を上回っている。

また、オプション試算の組み合わせ試算で示したように、仮に適用拡大、基礎年金の拠出期間の延長及び調整期間の一致の制度改正を全て行った場合、65歳まで就労すれば、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースで68.8%、過去30年投影ケースでも63%台であり、足下の所得代替率61.2%を上回る見通しとなっている（第4-8-8図）。

各世代の足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期を示したものは第4-8-9表のとおりであり、就労期間を延長することにより将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となることが分かる。

第4-8-8図 足下と同じ所得代替率を確保できる受給開始時期



第4-8-9表 各世代の足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期
人口の前提：中位推計 経済の前提：過去30年投影ケース

生年度 (2024年度の年齢)	65歳 到達 年度	モデル年金 (40年拠出)				足下の所得代替率(61.2%)を維持するために必要な就労期間等					
		所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間 (65歳の 平均余命)	所得 代替率	就労引退	受給開始	就労期間 (拠出期間)	平均受給 期間
1959(昭和34) (65歳)	2024	61.2%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年7月	61.2%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年7月
1964(昭和39) (60歳)	2029	60.1%				23年0月		61歳9月		41年9月	23年0月
1969(昭和44) (55歳)	2034	58.6%				23年5月		64歳3月		44年3月	23年5月
1974(昭和49) (50歳)	2039	56.7%				23年10月		65歳4月		45年4月	23年6月
1979(昭和54) (45歳)	2044	54.7%				24年2月		65歳9月		45年9月	23年5月
1984(昭和59) (40歳)	2049	52.9%				24年7月		66歳2月		46年2月	23年5月
1989(平成元) (35歳)	2054	51.1%				24年11月		66歳7月		46年7月	23年4月
1994(平成6) (30歳)	2059	50.4%				25年2月		66歳10月	46年10月	23年4月	
1999(平成11) (25歳)	2064					25年6月					23年8月
2004(平成16) (20歳)	2069					25年9月					23年11月

注1 65歳時点の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(令和5年4月)の平均余命について、男女平均をとったもの。

注2 モデル年金の世帯が1959年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。

注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰り下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月~65歳11月も繰り下げができると仮定して試算。

注4 成長型経済移行・継続ケース(所得代替率57.6%)では、65歳まで就労した場合の所得代替率は60.7%、66歳まで就労し繰下げ受給を選択した場合の所得代替率は65.7%となり、足下の所得代替率61.2%を上回る。

注5 適用拡大、拠出期間の延長及び調整期間の一致の制度改革を全て行った場合、65歳まで就労すれば、所得代替率は、成長型経済移行・継続ケースでは68.8%、過去30年投影ケースでは63%台であり、足下の所得代替率61.2%を上回る。